

第3回 持続可能な観光指標に関する検討会 議事次第

令和元年12月10日(火) 10時00分~12時00分
経済産業省別館 104会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 前回からの経緯について
- (2) 日本版持続可能な観光指標(仮)の普及促進に向けて
- (3) 自治体発表
- (4) 日本版持続可能な観光指標(仮)の内容説明
- (5) 意見交換
- (6) その他

3. 閉 会

【配付資料】

1. 議事次第
2. 配席図
3. 第2回持続可能な観光指標に関する検討会概要
4. 日本版持続可能な観光指標(仮)の普及促進に向けて
5. 日本版持続可能な観光指標(仮)事務局案
6. 自治体資料
7. 今後のスケジュール

第3回 持続可能な観光指標に関する検討会 配席図

資料2

日時: 令和元年12月10日(火) 10時00分~12時00分
 場所: 経済産業省別館104共用会議室

出入口

観光庁

事務局(外客受入担当参事官室)

- 観光資源課長 ○
- 観光課長 ○
- (参観国際関係担当) ○
- 観光地域振興部長 ○
- (参観外客受入担当) ○
- 国際観光専門官 ○
- 観光地域経営推進官 ○
- 鎌倉市市民生活課主生活部 ○

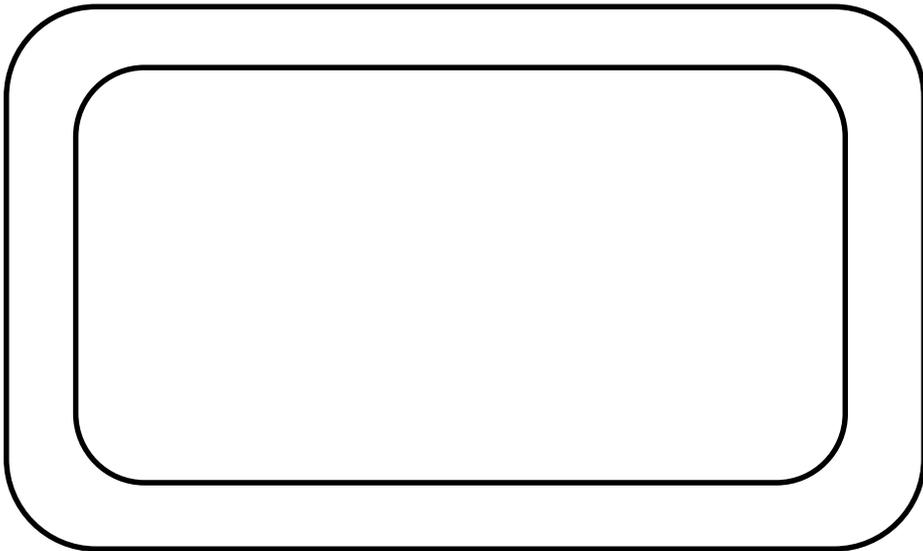
受付

- 総合政策局 公共事業企画調整課 事業総括調整官
- 総合政策局 環境政策課 企画官
- 国連世界観光機関 (UNWTO) 駐日事務所国際部課長
- 日本観光振興協会 副理事長

- NPO法人 阿寒観光協会 まちづくり推進機構 専務理事
- 株式会社かまいしDMC 釜石リージョナルコーディネーター
- 環境省 自然環境局 国立公園課 国立公園利用推進室長 (オブザーバー)
- 国際協力機構 (JICA) 主任調査役 (オブザーバー)

随行席

プレス



- 企画総室次長 (日本政府観光局)
- 山田委員
- マイク・ハリス委員
- 加藤委員
- 小林委員
- 高山委員
- 古屋委員

随行席

第2回 持続可能な観光指標に関する検討会概要

令和元年12月10日
観光庁

委員によるご発言（抜粋）

- GSTC-Dを見ても難しい用語、意味の分かりにくい用語が使われているので、日本版では意味の分かりやすいものにすべき。
- 日本版持続可能な観光指標の実施対象は、地方自治体と観光地域づくり法人(DMO)がメインにはなると思うが、それだけではないはずなので、地方自治体がDMOでなければ実施できないという誤解を受けないようにすべき。
- 実施主体である地方自治体は、市区町村単位のみか。それとも都道府県単位でも実施可能にするのかも検討すべき。→規模は問わない。都道府県単位も可。
- GSTCの認証団体であるグリーン・デスティネーションズの指標であるグリーン・デスティネーションズ・スタンダードは今世界で最も活用されている国際的な指標であるが、これは汎用性があり、どこの地域でも活用可能である。一方で、人口減少や次世代への継承、混雑やマナー違反などの日本の社会課題、現状に対応する内容は不足している。日本版の指標には、そういった既存の国際指標では物足りない点について補完すべき。
- 認証制度に取り組んでアワードで表彰されるということ以前に、持続可能な観光指標に取り組んでサステイナブルな観光地を目指そうということが、まずは大きな評価に値する。

委員によるご発言（抜粋）

- 指標を作成する我々も、取り組む自治体等も誰のための指標なのかをよく考えるべき。何故指標を作成するのですか、何故指標に取り組むのか、ということを考えてまず、地域住民のために、となるはず。その思いを持って取組を進めると良い。
- 完成した指標についての取組結果をまとめたところ、どのように外部に示すのか、とりまとめ内容についてどのようにして振り返り次のアクションに活かすのか、ということも検討すべき。
- 指標への取組について、市町村単位での一つの体制としては、役所の中に推進本部をつくり、そのトップに首長を据える。そして、事務局を観光課にして、実働部隊をDMOとするなどが考えられる。
- 実際に、指標をしっかり取り組んでいくとしたら、観光課の職員のみ、行政のみでは厳しいと感じる。やはり、DMO等の協力がなければ難しいものもある。自治体によっては、DMOの無いところもある中、だれが、どの組織が、どうすれば上手く取り組めるのかも示すべきではないか。実際に、何らかの課題はあるものの、どうすればよいのか分からない自治体は少なくない。多くの小さな自治体では、人員不足にも悩まされている。
- 指標への取組を強力に進めるためには、地元の間でリーダーが必要だろう。
- 海外の志向として、マーケティングより、ウェルビーイングやウェルネスといったものに目的がシフトしている。

委員によるご発言（抜粋）

- 地方自治体の担当職員等が持続可能な観光への理解を深めるには、GSTCのトレーニング・プログラムを受講することを勧める。トレーニング・プログラムは3日間（座学2日、フィールドワーク1日）で、持続可能な観光とはという基礎から、GSTCの指標全項目についてレクチャーを受けられるため、指標への取り組みやすさが変わるはず。
- 指標案については、まず項目数が多いと取組自治体にとってのハードルが高くなる。少なければ取り組みやすいと感じる。
- 取り組みやすさとして、普及のため、かかるコスト（人的、金的）を越えるメリットを明示出来れば良い。メリットは目に見えて分かりやすい方が望ましい。
- 指標への取組は導入する地域によっては、取り組むための体制を整備するチャンスでもある。みんなで考えていこうよ、と地域のステークホルダーを広く巻き込むチャンスでもあると考える。
- 日本版持続可能な観光指標というものは、政府としての方針を示すためにも必要なものだと考える。
- 指標によっては、後ろ向きな内容（例：○○といった悪影響を押さえる）より、前向きな内容（例：○○にどれだけ貢献しているか）にする方が取り組みやすくなると考える。

委員によるご発言（抜粋）

- これから作る日本版持続可能な観光指標では、自治体等が取り組みやすくなるよう、データソースやベストプラクティス（先進事例集）といったツールキットも付すべきだろう。自治体が自ら各種データを一から探して収集することはかなりの労力を要する。そのため、ツールキットがあるかないかで、自治体としての取り組みやすさに雲泥の差が出るだろう。
- 日本版持続可能な観光指標そのものを「指針」として位置づけるとよいのではないか。
- 日本版持続可能な観光指標は、GSTC-Dを基準にする以上、観光に関するあらゆるものを対象とすべきであり、ある種の百科事典のようなものではないか。その百科事典の中から各自治体は、自らが望むコンテンツをピックアップして取組を進めると良い。一方で、自ら優先順位を付けてピックアップできない自治体も当然にあるだろうから、事務局がある程度の優先順位を例示的に示すことも検討すべき。

事務局から

- 今後指標開発に当たっては、GSTC-Dをベースにしなごら日本としての解釈を盛り込んでいくが、国際基準への準拠のため必要な整理を適宜行っていく。
- 自治体が取り組みやすい体制整備等も含めて課題の整理をしていく。
- 日本版指標は、今年度開発して完璧ということはない。GSTCやグリーン・デスティネーションズのように適宜見直し、更新を重ねてよりよいものにしていく。その過程で、ツールキットの補充も当然行う。これからモデル地区での取組等を通じて適宜見直しを行っていく。

日本版持続可能な観光指標(仮)の開発・普及に関する論点

資料3

検討会において引き続き議論頂く論点

※青字は事務局案

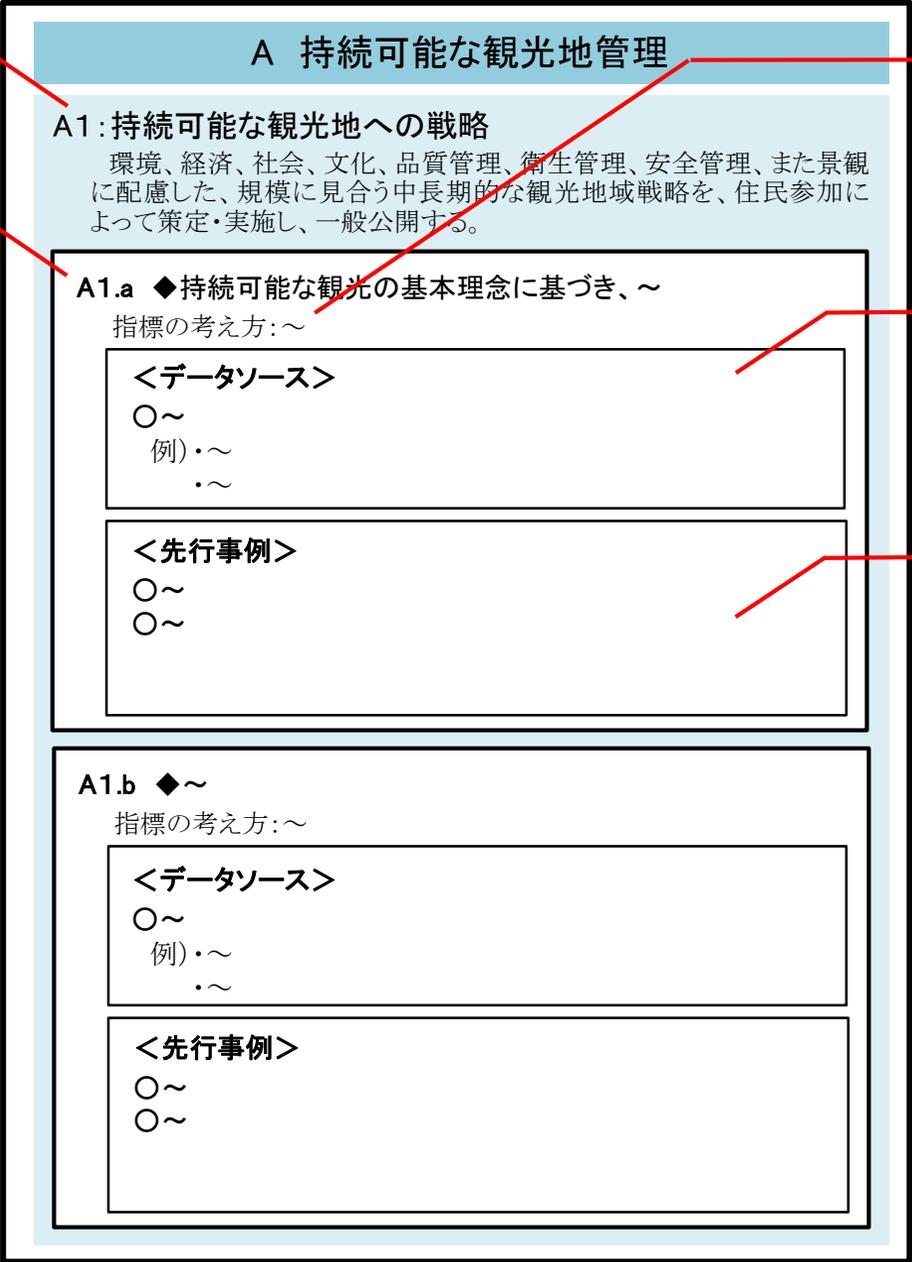
1. 「日本版」をどのように解釈し、指標に反映させるか
→GSTC-Dの基準レベルでは変えず、指標レベルで日本の文化、風習、現状にあったものに（オーバーツーリズム関係、経済的恩恵、受入環境整備、危機管理等を厚く、途上国向けの内容を薄く、など）
2. 誰が指標を開発し、維持・管理をするのか
→観光庁
3. 誰が指標に基づく観光地の評価を行うのか
→①自治体等が自己診断 ②認証制度に紐づける場合は、認証機関の評価者等
※指標を活用できる、持続可能な観光に専従できる担当者（サステナビリティ・コーディネーター（仮称））が必要。
4. 誰がどのようにして指標を普及させるのか（指標そのものの説明、活用方法、活用支援等）
→初年度は、観光庁がGSTCの支援を得て、モデル地区で実施。その後、地方運輸局等で説明会等を実施。
5. 研修の方法、プログラムの内容、ツール類の作成について
→GSTC本部と連携し、そのトレーニングプログラムを基本とする。モデル地区等において、GSTCが推薦するトレーナーによる研修を実施。ツール類は、データソースと先行事例を指標とセットで示すことにより取り組みやすくしていく。
6. 研修を受講する場合の費用は誰が負担するのか
→各自治体、DMO等
7. 指標を導入する観光地のメリットは何か
→第2回までに示したとおり+資料4にて説明

日本版持続可能な観光指標(仮) 完成版イメージ(案)

資料3

GSTC-D
基準

日本版
指標



考え方

(日本版指標の解釈)

⇒視認性の観点から、指標はなるべく簡潔な記載に。他方、それでは指標の意味するところが分かりにくくなる可能性があるため、解釈を示す。

データソース

(日本版指標が求めるデータ、エビデンスの出典元例)

⇒指標をクリアするために必要なデータの在り処等を示すことで、観光地が指標に取り組みやすくする。

先行事例

(グッドプラクティス、アドバンスレベルの事例)

⇒指標をクリアするための先行的な取組事例等を示すことで、対策方法が分からない観光地での取組を促す。

どのデータを参照すればよいのか、どうすれば指標をクリアできるのか、ヒントを提供し、観光地が取り組みやすいようにする必要。

日本版持続可能な観光指標(仮)の 普及促進に向けて

令和元年12月10日
観光庁

取組へのハードルを下げる方法 ヒアリングから

○ (株)かまいしDMC (日本版DMO法人) 釜石リージョナルコーディネーター 久保 竜太 氏

1. **ツールキットの充実** : データソースを探すのに時間がかかる。GDSでも本点のアドバイスはないので情報ソースがあるといい。
2. **基準・指標を分かりやすくする、基準・指標の優先順位をつける** :
例えば、全地域共通で、優先して取り組むべき基準・指標を提示する。優先順位は地域別の特性への配慮も必要である。
また、基準・指標の内容に応じて適切な選択肢を用意し、選択式回答で簡易化することも有効である。
(一方で、選択式やチェックだけなど簡易的にし過ぎると、多面的な現状把握の見逃しや、担当者の持続可能性に対する理解力が低くなる恐れがあるため注意を要する。定性的な基準・指標のバランスが大切。)
3. **人材の育成やサポート体制** : DMO等で継続的にリーダーシップをもって従事できる人材やサポート体制の構築が**不可欠**。
4. **行政のコミットメント、トップダウンで進める体制も重要** :
行政の持続可能な観光に対するコミットメントにより、ステークホルダー間の認識共有が促進し、取組を推進しやすくなる。

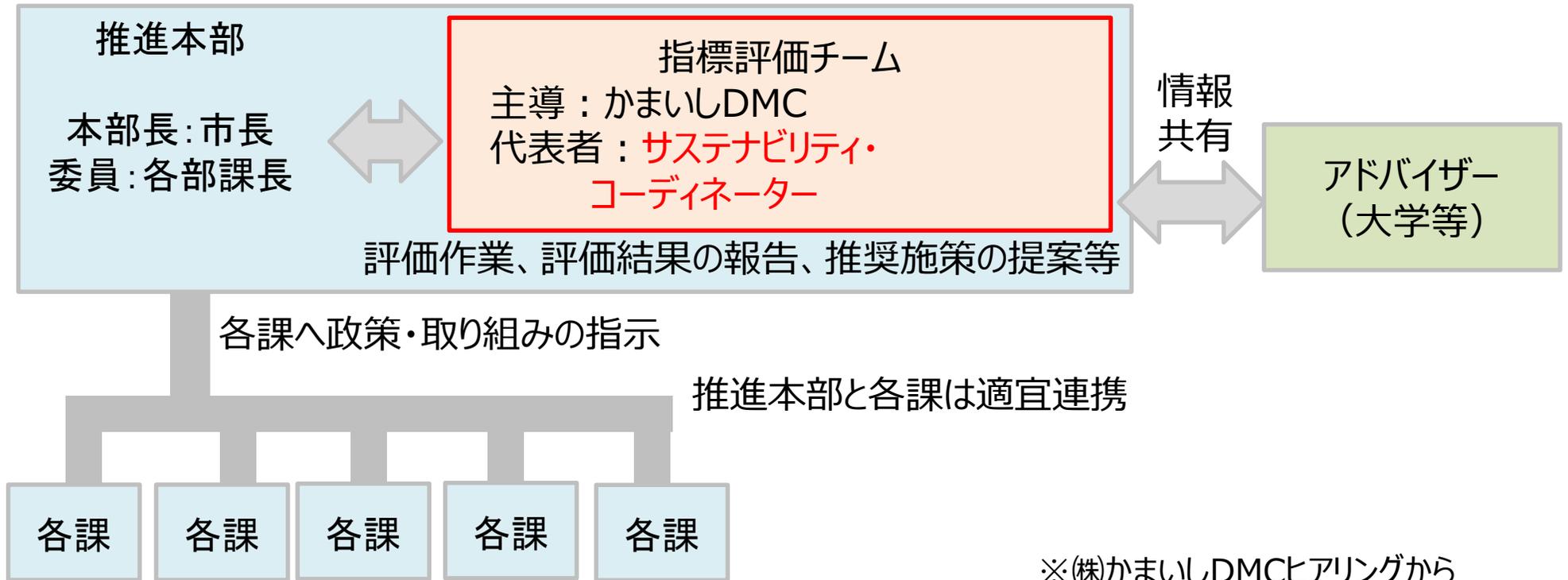
○ 名城大学 外国語学部 国際英語学科 教授/GSTC 公認トレーナー 二神 真美 氏

1. **ツールキットを整えること** : (上記久保氏コメント同様)
2. **テクニカル面のサポート体制の構築** : 指標に対する質問に対応する体制をつくる。
3. 取組みについて**ベンチマークをする** : **自己判断できる評価レベルの提示**
例えば、5段階評価として、○点でレベル2など、自己評価できる目安を示し、目標をもってもらうようなしくみづくり。
ベンチマークはスロベニアの取組が分かりやすいだろう。(→6、7ページ参照)
4. **行政のコミットメントは重要** : 指標の取組みには、地域の民間事業者、学識経験者、地域住民などをはじめとする多様な関係者の協力や参加が不可欠である。行政が主導し、ある程度、トップダウンで進めることも重要である。

※ 指標自体の取組みややすさ、体制、インセンティブ、ブランド力をしっかり示すべきであるとのこと

持続可能な観光指標 だれがどのように取り組むのか

○推進体制：岩手県・釜石市で検討中の「望ましい体制」(構想中)



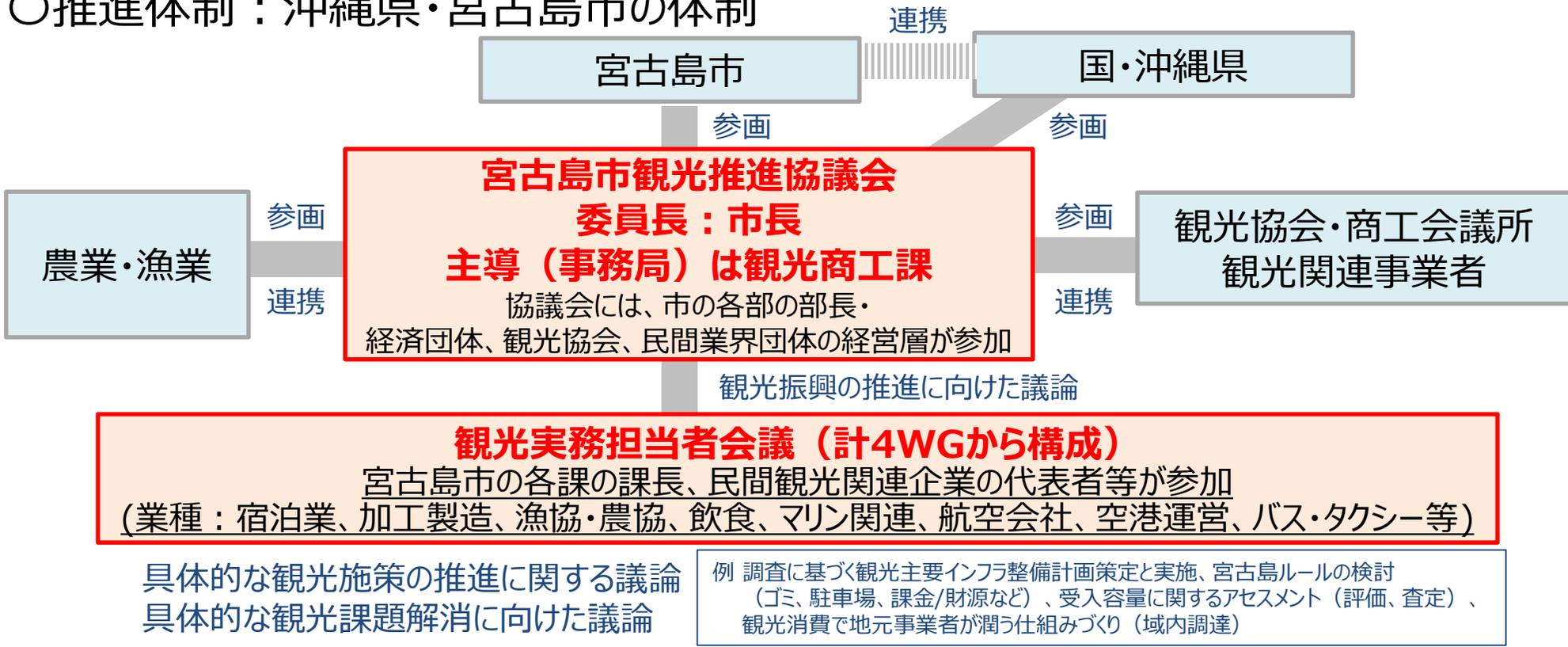
釜石市で取り組むGDS指標(1.1)には、「持続可能な観光地運営を適切に実施し、報告する責任と権限が与えられた**担当者**がいる」が設定されている。

また、GSTC-D指標(A2a)においても、「観光地の管理組織の**構成員**は、持続可能な観光に対する責任を担っている」と設定されている。この担当者や組織の構成員が指標運営において重要な役割を担う。

※宮古島ヒアリングから

持続可能な観光指標 だれがどのように取り組むのか

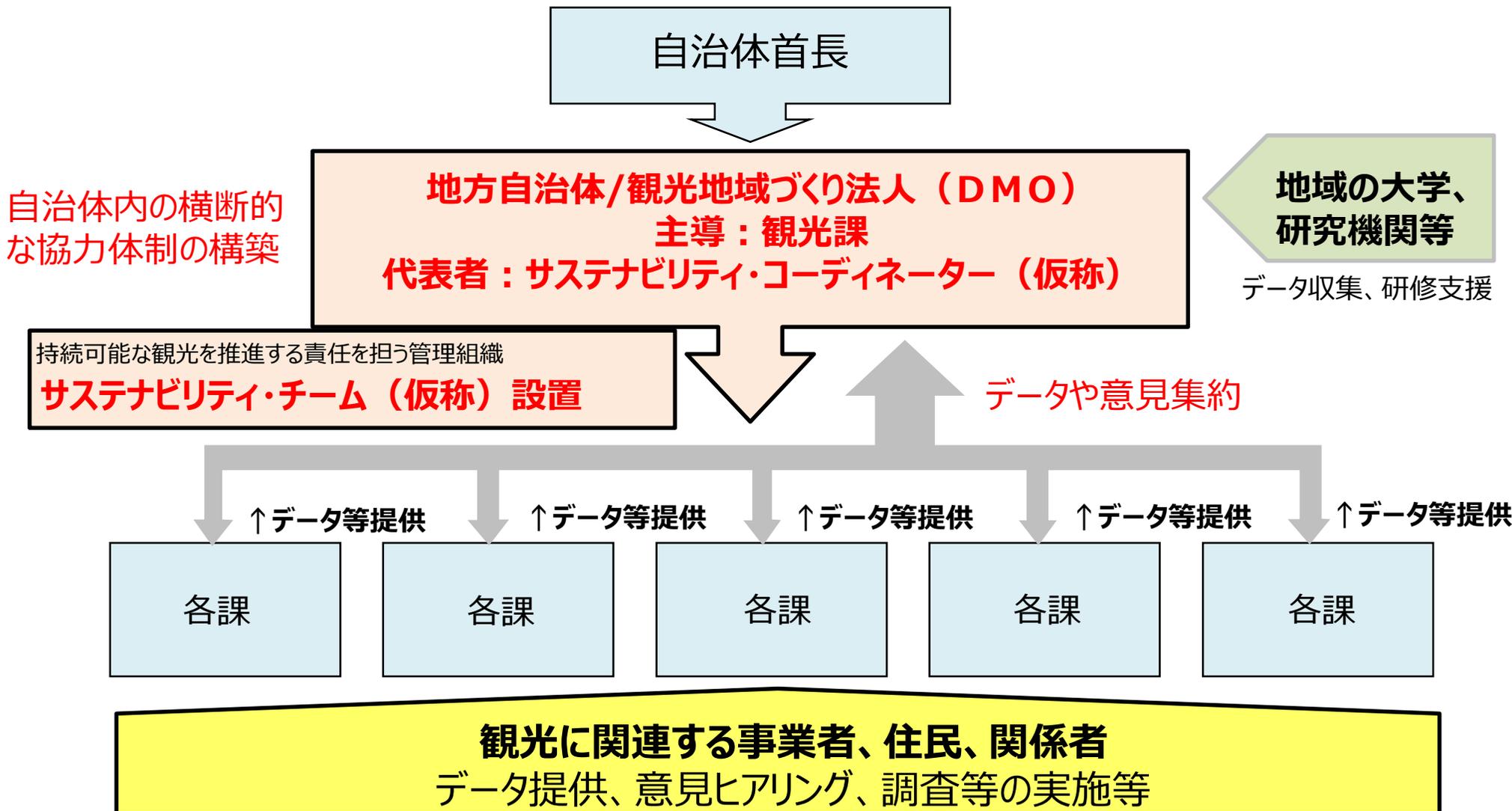
○推進体制：沖縄県・宮古島市の体制



平成31年度に策定された「第2次宮古島市観光振興基本計画」の推進にあたり、**宮古島市観光推進協議会**を設置。観光推進協議会は、宮古島市・国・沖縄県などの行政機関および宮古島観光協会・宮古島商工会議所・観光関連事業者などの民間団体で構成され、官民で議論して主に観光振興の大きな方向付けと取組の進捗確認と承認行為を行う。観光推進協議会の下部組織として**宮古島市観光実務担当者会議**を設置し、計画で定めた計50近い取組すべてを年単位で目標と成果反省を取りまとめと新たな課題や取組の具体事項を議論し推進協議会へ提案や答申を行う。計画期間である10年間、このマネジメントサイクルを毎年回し続ける。特に喫緊は、観光客受入の方向性づけと地元小規模・零細事業者への観光による経済波及を高めることに取り組む。

持続可能な観光指標 だれがどのように取り組むのか

○推進体制：自治体自長を筆頭とした体制（行政のコミットメント）



持続可能な観光指標 だれがどのように取り組むのか

○推進体制：リーター企業等が中心となる体制

自治体から信頼を得る地域の事業者リーダーがキーパーソンとなる。

地域が目指す観光の姿について、多様なステークホルダーの合意形成を図る。また、地域が目指す姿に向けて、全者の連携と継続的な取組を働きかける。

自治体首長

リーダー事業者等

地域で求心力のあるリーダー(が所在する)事業者が中心となってステークホルダーの力を結集させ取り組みを進める

ステークホルダーで構成されるワーキンググループなどでの意見ヒアリング、各種調査実施、データの収集等を通して、持続可能な観光地マネジメントの実現を目指す。

個々の力を結集

飲食店協会

宿泊事業者

町内会

自治体

DMO

観光協会

連携

連携

連携

連携

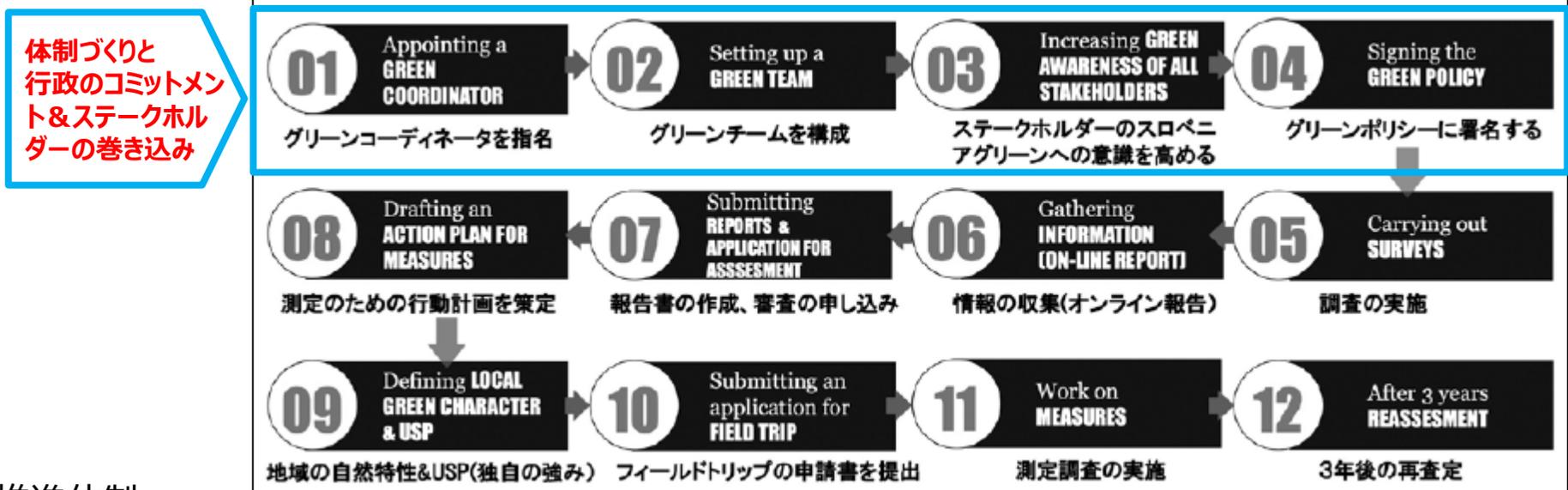
連携

持続可能な観光指標 だれがどのように取り組むのか

○推進体制：スロベニア・クリーンの事例

スロベニアでは、GSTC-DベースのGDS認証制度「スロベニアグリーン」を取り入れ、持続可能な観光を推進。推進単位は、ひとつの観光地に対して、ひとつの自治体（市区町村単位）となっている。認証の申請も地方自治体単位で行う。認証申請の過程を通して、自己評価によって現状を判断し、持続可能な開発を実行することを最大の目標としている。

※スロベニアには州のようなくくりがなく、国の下がすぐに地方自治体。



推進体制：

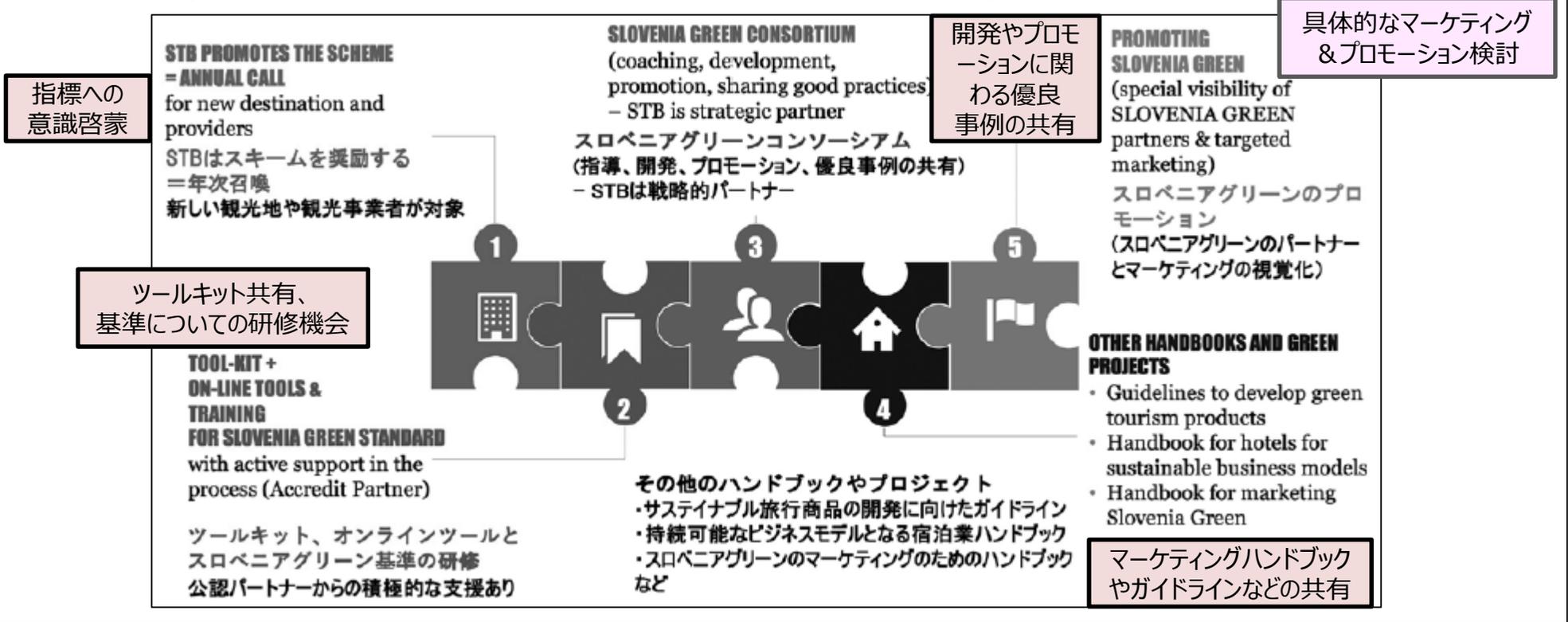
自治体に、「グリーンコーディネーター」を1人指名し、自治体、環境保護関連、水質保全に関わる者で構成される「グリーンチーム」を結成。その後、ステークホルダー間においてスロベニアグリーンへの意識啓蒙を図る。市長が「グリーンポリシー」に署名をし、行政が同じコミットメントをもって活動に参加する機会を作り、地域全体として、持続可能な観光の実行につなげていく。

○推進体制：スロベニア・グリーンの事例（続き）

「スロベニアグリーン」へ参加する自治体への国からのサポート

- ・スロベニア観光局のオンラインのプラットフォームにアクセスし観光地ごとに destinations プロフィールや指標への取組状況についてのプラットフォームを作成可能
- ・年に数回開催されるワークショップや研修への参加、本取組推進における国の公認パートナーからの支援
- ・オンラインツール類の活用：サステイナブルな商品開発のためのガイドブックやマーケティングのハンドブックなど
- ・完成した旅行商品についてはスロベニア観光局がプロモーションを実施。

例：観光局のプロモーションの中にGDSのアワードをとった地域の情報を入れるなど



持続可能な観光指標 だれがどのように取り組むのか

○その他の事例

国・推進団体	指標/認証制度	取組単位	指標運用方法
ノルウェー	Innovation Norway Sustainable Destination Standard	自治体の観光関連部署	トレーニングを受けた観光マネジメントリーダーを中心にワーキンググループを結成。
イタリア ポルツァーノ 自治県	Quality Tourism Indicators	自治体が主導するDMOと民間研究機関が連携	地域の民間研究機関とDMOが、ステークホルダーと協力して、データ収集。その後、自治体や民間企業に提供。
スペイン バルセロナ県	ISOST (独自の観光指標)及びSEIT (ETISに基づく指標)	自治体が主導するDMOとデータ収集機関が連携	ビッグデータを扱うLABturismeが35のデスティネーションのデータを一括管理。その後、自治体へ提供。

<海外事例において共通する特徴>

1. **指標運用は主に自治体(市区町村レベル)単位**: データ等の根拠を基に観光政策を決定するため、政策決定に影響力がある機関や部署が主導。 ※欧州のDMOは、行政主体で運営されることが多い。
2. **定量的データは研究機関等が一括収集**: 定量的なデータを計測する指標(ETISなど)はビッグデータを管理する研究機関等が自治体のデータを一括収集、管理、分析後、自治体に共有し、自治体のデータをもとに政策決定。
3. **自治体向け人材育成機会**: 自治体による指標運用を支援するために、第三者機関(学術機関や民間データ管理機関等)が人材育成の機会を提供。
4. **指標の取組を主導するコーディネーターの指名とワーキンググループの設置**
自治体内に指標の取組を主導する人材が指名され(例: コーディネーター)、その人材を中心に、多様なステークホルダーが集まるワーキンググループを設置。ワーキンググループは、指標データの収集などの運営のみならず、地域の観光課題を共有する議論の場としても位置付けられ、自治体の政策決定に影響を与える。

海外におけるインセンティブの事例

主な事例：優先的プロモーション、自治体の意識向上と適応力の向上、他地域との連携、研修機会、費用補助

国	指標名	運営組織	インセンティブ
オーストラリア	ECO certification (GSTC-D準拠)	Ecotourism Australia (NGO)	<ul style="list-style-type: none"> ・事業スケールに応じた費用補助 ・自治体では「住民を守ること、声を反映すること」に重要性をおく ※豪政府はスタンダードの導入、強制はしていない
スロベニア	Slovenia Green (GSTC-D準拠)	Slovenian Tourism Board (公認パートナー Good Placeと連携)	<ul style="list-style-type: none"> ・認証ロゴを提供（各 destinations はホームページや旅行パンフレット等で使用） ・ワークショップや研修への参加機会 ・自治体における持続可能性への意識の向上 ・他地域との連携、ネットワーキングの機会促進
ノルウェー	Innovation Norway Sustainable Destination Standard (GSTC-D準拠)	Innovation Norway	<ul style="list-style-type: none"> ・持続可能な観光開発を促進する自治体に補助金 ・政府から持続可能な観光地として表彰 ・ノルウェー観光局ホームページ上で、認定を受けた観光地を持続可能な destinations として紹介。 ・自治体における destinations マネージャーの育成、研修機会 ・自治体の持続可能性への取組に対する意識向上
タイ	Criteria for Thailand's Community-Based Tourism Development (GSTC-D準拠)	タイの政府観光政策委員会 ※政府組織である持続的観光特別地域開発管理機構 (DASTA)と連携	<ul style="list-style-type: none"> ・地域が観光を受け入れる適応力の構築をするための支援が受けられる ・地域資源の管理の強化と観光を通じた恩恵を促進 ・ワークショップや研修への参加機会 ・持続可能な観光の推進基盤ができた地域は、タイ政府観光局が積極的にプロモーションを実施。
フィンランド	Sustainable Travel Finland program (Sustainable Travel Finland label)	Visit Finland (フィンランド政府観光局によるグループ機関)	<ul style="list-style-type: none"> ・プログラムに参加する企業と観光地は、「サステナブル・トラベル・フィンランド」として認定される。 ・継続的な開発モデル、持続可能な観光開発に関する最新情報、マーケティングのサポートなどが提供される。

指標への取り組みに対するインセンティブ

資料4

海外の市場では、サステナブルツーリズムへのニーズが高まっている
⇒市場から選ばれることが最大のインセンティブ

○ Booking.comによる「2019 Sustainable Travel Report」(April 17, 2019)

- <主な結果>
- ・世界では「旅行においてよりサステイナブルな選択をしたい」という考え方が浸透→日本と大差
 - ・世界の旅行者の約70%が、「エコフレンドリーな宿泊先を好んでいる」
 - ・世界の旅行者の約70%が、この1年間に「環境に配慮した宿泊施設に1回以上滞在する予定あり」

<その他の結果>

	「はい」と回答した世界の旅行者の割合	「はい」と回答した日本人旅行者の割合
サステナビリティを高めるために旅行中の行程を変え、可能な限り徒歩や自転車の利用、ハイキングを行うようになった	52%	34%
旅行中に使ったお金を現地コミュニティに還元してほしい	68%	49%
旅行中は現地の文化を代表するような本格的な体験をしたい	72%	47%
旅行中によりサステナブルな行動をとるためのアドバイスを旅行会社から得たい	41%	22%
滞在する宿泊施設のカーボン・フットプリントを相殺できる方法があるなら実行したい	56%	34%

出典：Booking.com <https://globalnews.booking.com/bookingcom-reveals-key-findings-from-its-2019-sustainable-travel-report/>
 世界18の市場で合計1万8,077名（内訳：ブラジル、カナダ、オーストラリア、中国、フランス、ドイツ、インド、インドネシア、イタリア、日本、メキシコ、オランダ、韓国、スペイン、台湾、アメリカ、イギリスからそれぞれ1,000名以上、イスラエルから883名）を対象に調査

日本版持続可能な観光指標の国際的ブランド力をあげるために

1. GSTCとの連携

- GSTCのHP上で日本版持続可能な観光指標や日本の取組の紹介
例：日本の持続可能な観光への取組や指標に取り組む地域の紹介等
- GSTCと観光庁で調印式の実施
日本版持続可能な観光指標がGSTCより正式承認を得た際に調印式を実施、国内外にアピール

2. GDSとの連携

- 日本版指標とGDS認証制度（TOP100選）との紐づけ
GDSの（コア30）指標と日本版指標をリンクすることで、GDSTOP100選にエントリーできる道筋を作る
→日本の地域がTOP100選に選ばれることで日本の地域の国際認知度が向上
- GDSのHP上で日本で持続可能な観光に取り組む地域を紹介
→日本および日本の地域の国際的な認知度の向上と誘客への支援

3. その他

- 検討会でのご意見をいただきながら検討

GDSのコア指標をもとに鎌倉市を分析した結果

○ 取組手順

- ・ 鎌倉市役所発行の資料や政府発行の資料、市役所や政府の公式HPを優先して参照。その他、信用性の高いメディアやWebサイトからの収集（新聞社等）。
- ・ ページ数が多い資料の場合は、目次から検討、あるいは、ページ内で検索。

○ 結果

- ・ 現時点でほぼすべての指標に対するデータが存在する
- ・ SDGsに基づく地域づくりが行われている鎌倉市においては、SDGs 関連資料に指標項目に該当する情報が多くみられた。

○ 懸念事項：指標項目による情報量の違い

- ・ 様々な関連情報があり、どこまでピックアップすべきかの判断が困難。
例：ソフトモビリティ、廃水処理、固形廃棄物の減量 等
- ・ 情報量が限られてる項目もあり十分なエビデンスとはいえないものも見受けられた。
例：持続可能性への基準、自然体験、大気汚染 等
- ・ 膨大な関連資料があり、そこから目的の情報を抽出することに時間がかかった。
例：不動産開発、本物への敬意 等

GDSのコア指標をもとに鎌倉市を分析した結果 (続き)

GDSのコア30指標をもとに、鎌倉市の分析をした結果の抜粋 (全体は資料4別紙2参照)

基準	指標・項目		鎌倉市データ(参考資料やデータ名とURL)	データ適性	
テーマ1: デスティネーションマネジメント(観光地の管理) 観光地は、適切な観光地計画を立て、環境管理を実施しなければならない。					
1	責任と組織 観光地の持続可能な開発と管理は、適切な組織体制によって支えられている。	1.1	サステナビリティ・コーディネーター 持続可能な観光地運営を、適切に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がある。	①第三期鎌倉市観光基本計画(p65~) https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankoukihonkeikaku.pdf ②鎌倉市SDGs未来都市計画(平成30年8月 第一版) https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/pdf/sdgs_h30kekaku_kamakuracity.pdf	①△ ②△
		1.3	ビジョン 観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。	第三期鎌倉市観光基本計画(p26~) https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankoukihonkeikaku.pdf	△
2	計画と開発 地域の観光事業は入念に計画されている。	2.1	観光資源のリスタップ 自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。	文化財 自然遺産等リスト https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/treasury/shiteibunkazai-kensu-list.html	○
		2.3	観光政策 観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。	第三期鎌倉市観光基本計画(p26~) https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankoukihonkeikaku.pdf	○
テーマ2: 自然と景観 観光地は、適切な観光地計画と、環境管理を実施しなければならない。					
5	自然と保全 自然への意識が高められ、効果的に保全されている。	5.1	自然保護 自然環境、生息地、生物種、生態系(海洋、水域を含む)の保全に効果的に取り組んでいる。自然環境の悪化を抑制し、必要に応じて対応し、回復または保障の措置を行っている。	①鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版> https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/seisaku/keikaku.html ②海浜の環境保全 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kanhozen/kaigan_kankyochozen.html	①○ ②○
		5.2	自然資源の保護 自然資源の保護は適切に計画され、実施されている。持続可能でない利用は避けている。	鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版> https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/seisaku/keikaku.html	○

GDSのコア指標をもとに鎌倉市を分析した結果 (続き)

	項目	指標	データソース	分析結果*
2.3	観光政策	観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。	第3期鎌倉市観光基本計画（平成28年度）	<ul style="list-style-type: none"> 観光計画は、約10年毎に作成される。（第二期：H19、第三期：H28）。第二期の計画では、H22とH23に見直しが行われている。市のホームページにて、公開されている。 基本計画で掲げられている4つの目標は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項を網羅的に包含している（P26）。
11.1	固形廃棄物の減量	廃棄物は適切にモニターされ、減量化、分別、リサイクル化を進めている。特にプラスチック廃棄物の減量化に重点をおき、量的目標を設定している。	<ul style="list-style-type: none"> 【1】年度別ゴミ発生量の推移 【2】第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画 【3】かまくらプラごみゼロ宣言（平成30年10月1日） 	<ul style="list-style-type: none"> 年度別ゴミ発生量がモニタリングされ、結果が一般公開されている。【1】 基本計画では、モニタリングの結果を踏まえ、ゴミの減量やリサイクルを促進する施策を講じ、平成37年の目標値も設定している（P45-46）。また、それらの施策は「観光客にも協力を呼びかける」、など観光にも関連づけられている。【2】 プラごみゼロ宣言では、持続可能性かつ観光と関連づけられている。【3】
17.4	地域住民の満足度	観光開発と観光地管理に対する住民の満足度について、定期的なフィードバックがあり、その結果は適宜報告し公開している。	<ul style="list-style-type: none"> 【1】第11回市政e-モニターアンケート集計結果 【2】平成29年度鎌倉市民意識調査報告書 	<ul style="list-style-type: none"> 観光が一要因となる渋滞問題に関し、住民の意見をモニタリング、分析し、その結果は一般公開されている。【1】 一般的な市民意識調査の項目中に、「観光の現状に対する満足度」と「観光振興の理解度」の2項目が含まれているが、より詳細なモニタリングは見つからなかった。【2】
22.3	配慮が必要な観光地における旅行者の行動	配慮が必要な観光地への悪影響を最小限にとどめ、旅行者のふさわしい行動を促すためのガイドラインが作成されており、入手可能である。ガイドライン作成には、地元のステークホルダーが関わっている。	<ul style="list-style-type: none"> 【1】かまくら観光ホームページ「鎌倉での過ごし方 観光マナーにご協力を！」 【2】鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例 【3】Regulations of Kamakura Beach 	<ul style="list-style-type: none"> かまくら観光ホームページにて観光客へ向けたマナー周知がされている。【1】 「観光都市」としての発展を念頭に置き、パブリックコメントも含め、条例が制定されている。【2】 日本語・英語にて、海水浴場におけるマナー周知を行っている。【3】

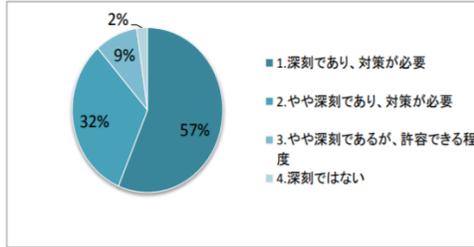
* 分析は、オンラインでアクセス可能なデータをエビデンスとして使用。データソースは上記以外にも存在する可能性がある。

参考：鎌倉市モニタリングデータ例

資料4

●質問1 ● 鎌倉地域で生じている道路交通問題についてどのようにお考えですか。あなたのお考えに最も近いものを1つ選んでください。

	(名)
1 深刻であり、対策が必要	49
2 やや深刻であり、対策が必要	28
3 やや深刻であるが、許容できる程度	8
4 深刻ではない → 設問6からご回答ください	2

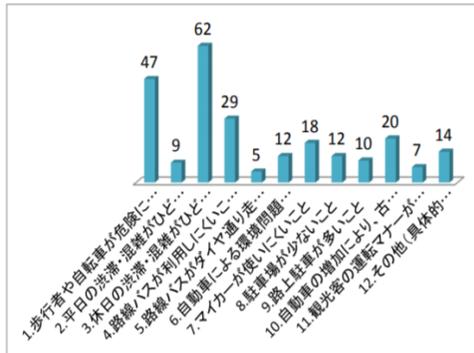


【「1」回答者からのコメント】

- ・こんなことは前からわかっているはず
- ・受入すぎ

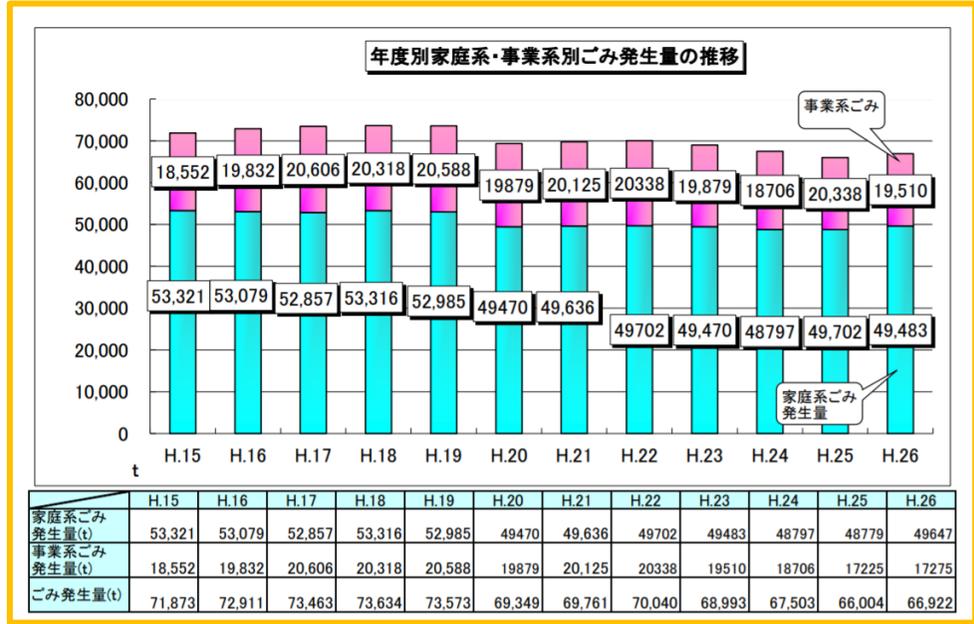
●質問2 ● 鎌倉地域の道路交通問題のうち、深刻と思われるものはどのような点についてですか。次の中から3つまで選んでください。

	(名)
1 歩行者や自転車が危険にさらされていること	47
2 平日の渋滞・混雑がひどいこと	9
3 休日の渋滞・混雑がひどいこと	62
4 路線バスが利用しにくいこと（バス停が遠いなど）	29
5 路線バスがタイヤ通り走れないこと	5
6 自動車による環境問題（排出ガス、騒音、振動など）	12
7 マイカーが使いにくいこと	18
8 駐車場が少ないこと	12
9 路上駐車が多いこと	10
10 自動車の増加により、古都鎌倉の雰囲気や景観が壊されていること	20
11 観光客の運転マナーが悪いこと	7
12 その他（具体的に： ）	14



指標17.4：第11回市政e-モニターアンケート集計結果

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kouchou/documents/emoni-11.pdf>



指標11.1：年度別ゴミ発生量の推移

<https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gomi/documents/h26nendobetuhasseiryou-1.pdf>

指標2.3：鎌倉市の観光事情〔平成30年度版〕

http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kanko/u/documents/02_h30_ijjou_gaiyou_new.pdf

	①	②	③	④	
	観光消費額	宿泊費	飲食費	観光施設入場料	
25年	73,289,003,546	5,137,998,000	37,558,236,650	28,879,490,396	1,713,278,500
26年	87,752,806,108	4,583,747,000	38,902,754,220	42,675,142,508	1,591,162,380
27年	74,826,834,872	5,931,078,000	34,225,451,092	32,944,593,010	1,725,712,770
28年	81,114,910,936	5,925,303,000	34,340,732,751	39,215,920,575	1,632,954,610
29年	68,543,051,836	5,931,085,485	28,210,772,930	32,752,712,181	1,648,481,240

仮指標導入実施の流れ (案)

資料4

12月11日以降 (年内) : 仮指標導入と説明準備、現地に事前説明

1. 協力地域 (自治体、担当部署・担当者) の決定 (第3回検討会で承諾)

導入候補地 : 神奈川県鎌倉市、和歌山県田辺市

- 選択基準 : ディスティネーションタイプ、地域バランス / 有識者、大学関係者による推薦 / 既存のサステナビリティへの取組等

2. 問い合わせ窓口の設置

- 問い合わせ先 / 回答例準備 : 事務局 (観光庁、JTB総合研究所、和歌山大学)

3. 依頼文送付

- 説明内容 : 指標開発の趣旨、日本版指標案の内容、実際の指標への取り組み方、国際認証制度との整合性、人材育成計画 等
- 依頼項目 :
 - ・ ディスティネーションプロフィール作成 (コーディネーターの配置、想定されるステークホルダーWGの設置含む)
 - ・ 41項目105指標 (※GSTC-D現時点版に基づく日本版指標) への回答
 - ・ データ特定 (対応するデータの有無、所有部局)
 - ・ 事例 (関連する取組) 記載
 - ・ フィードバック、コメント (事務局にてヒアリング)
- 回答期間、回収方法、問い合わせ窓口に関する説明

1月10日の週 : 取り組み依頼、指標・ツール類提供

~ 1月25日 : 回収・集計 ※適宜フォローアップ

1月25日~ 1月30日 : フィードバック (聞き取り調査、コメント集約等)

GSTCと認証団体との関係図

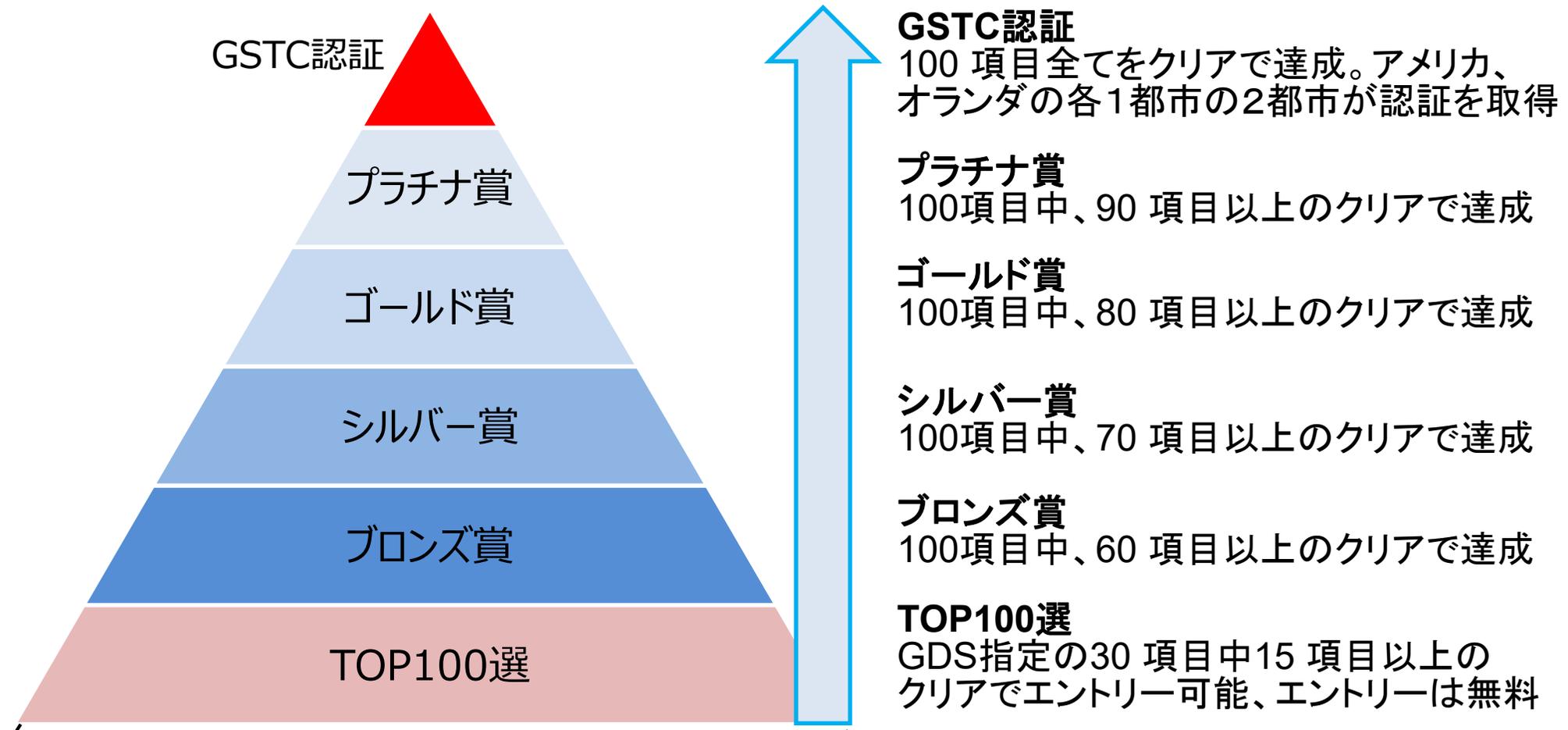
- 自治体等は、持続可能な取組を促進し、デスティネーション向けの認証制度を持つ認証団体（グリーンデスティネーションズ、アースチェック）に申請をして認められれば、表彰を受けることができる。
- 自治体等が独自にグリーンデスティネーションズ等の既存指標に取り組むことは可能であるが、それらは日本の現状に則したものではない。そのため、マネジメントの効果を最大限にするためには日本の現状に則した内容である日本版指標への取組をすすめる。
- 日本版指標への取組によりプロモーション力も高めるといふことであれば、日本版指標の開発に当たっては、認証団体との連携を行う（相互承認の実現）ことが望ましい。



【認証制度の例示】GDSによるGSTC認証取得までのステップ

○ 認証を取得しなければ、観光地としての評価が低いということではない。むしろ、TOP100選にエントリーしている時点で持続可能な取組実施者としてのブランド化につながるもの。

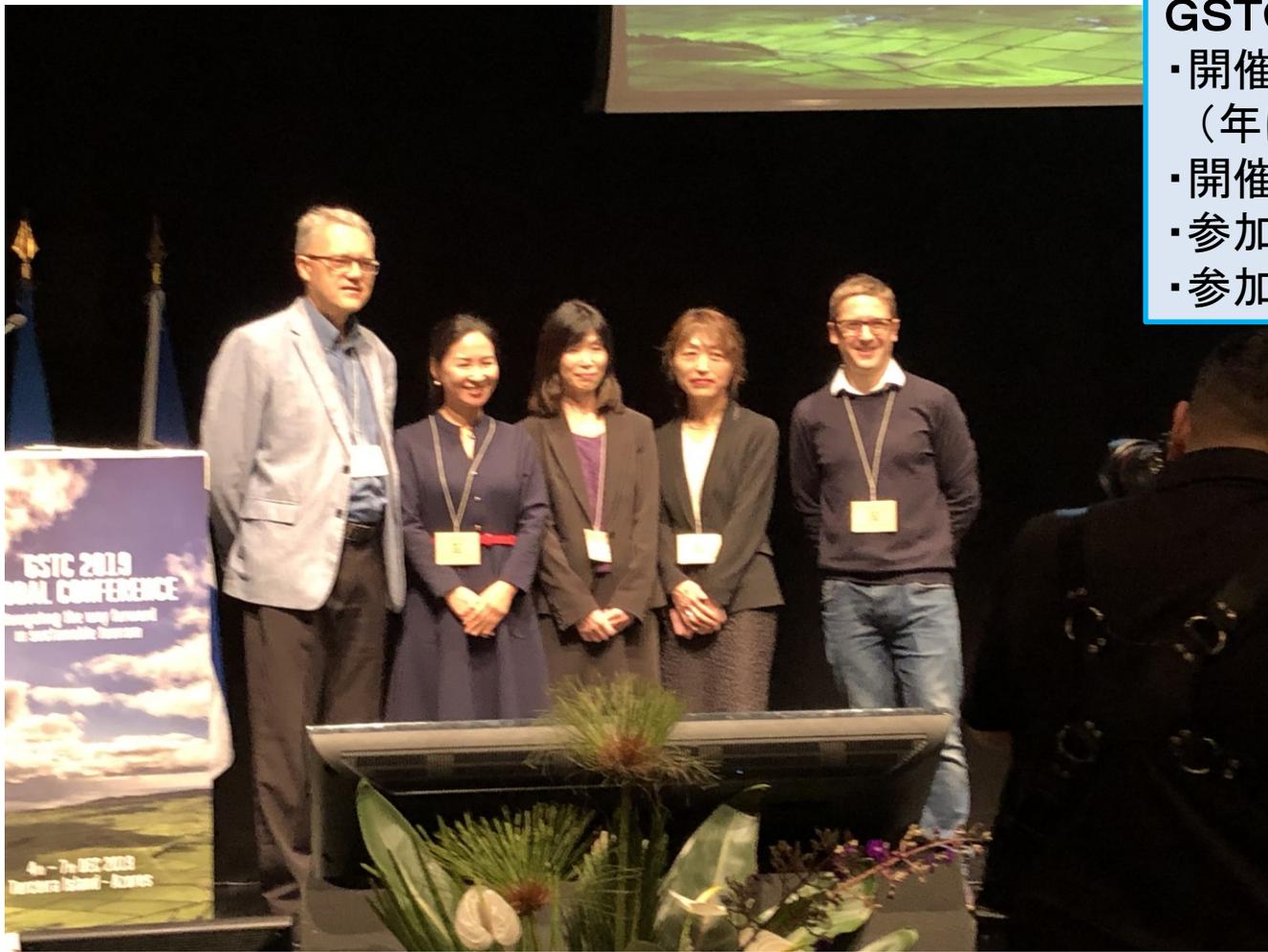
Green Destinations GSTC認証までのステップ



※TOP100選のみエントリーは無料
ブロンズ賞以降のエントリーにはGDSに会費を支払う

GSTCグローバル・サミットを通じて日本がGSTC-Dをベースとした指標開発に向けた取組を行っていることを紹介

資料4
別紙1



- ### GSTCグローバル・サミット
- ・開催日: 2019年12月4日～6日
(年に1回持ち回りで開催)
 - ・開催場所: ポルトガル アゾレス諸島
 - ・参加国: 42か国
 - ・参加者数: 250名

Global Sustainable Tourism Council
GSTC - GSTCさんはCentro Cultural e de Congressos de Angra do Heroísmo にいます。
昨日 19:51

#日本 🇯🇵 国家レベルでのgstc基準. おめでとうございます
います, 旅を楽しんでください 🍀 #gstc2019

🔗 この翻訳の評価



GSTC Facebookページ →

グリーン・デスティネーションズ・スタンダード コア30指標（鎌倉市のデータ収集）

資料4
別紙2

※赤字は追加や変更したもの。

※指標に対するデータ適性（H列）：指標を評価するために証拠を示しているといえるデータ○、100%証拠を示しているとはいえないが関連がある△、根拠となるデータは確認できない×

※GSTC-Dとの整合性について（仮、I列）：現在のところ、日本版指標案には黄色いセルにて示されているが、実際コア30の各指標はGSTC-Dの複数の指標に対応している可能性がある。新GSTC-D指標が公開され次第、整合性を指標内に明記する場合は再検討する必要がある。現在のI列は参考までに。

基準		指標・項目		鎌倉市データ(参考資料やデータ名とURL)	データ適性	GSTC-Dとの整合性(仮)
テーマ1：デスティネーションマネジメント（観光地の管理） 観光地は、適切な観光地計画を立て、環境管理を実施しなければならない。						
1	責任と組織 観光地の持続可能な開発と管理は、適切な組織体制によって支えられている。	1.1	サステナビリティ・コーディネーター	持続可能な観光地運営を、適切に実施し報告する責任と権限が与えられた担当者がいる。	①△ ②△	A2.a A2.d
		1.3	ビジョン	観光地がステークホルダーと協議して策定したビジョンは、持続可能性に関する原則を含み、一般に公開している。	△	A1.b A1.c
2	計画と開発 地域の観光事業は入念に計画されている。	2.1	観光資源のリストアップ	自然や文化に関する観光資源のリストは一般に公開されており、また定期的に更新されている。	○	A6.a
		2.3	観光政策	観光政策や観光戦略は複数年計画として立てられ、常に更新され一般に公開されている。これらの政策や戦略は、環境、美観、社会、文化、経済、品質、健康と安全などの事項に対応している。	○	A1.a
テーマ2：自然と景観 観光地は、適切な観光地計画と、環境管理を実施しなければならない。						
5	自然と保全 自然への意識が高められ、効果的に保全されている。	5.1	自然保護	自然環境、生息地、生物種、生態系（海洋、水域を含む）の保全に効果的に取り組んでいる。自然環境の悪化を抑制し、必要に応じて対応し、回復または保障の措置を行っている。	①○ ②○	A1.a * GDS7.1と関連
		5.2	自然資源の保護	自然資源の保護は適切に計画され、実施されている。持続可能でない利用は避けている。	○	A7.a
6	自然体験 観光は、自然や野生生物を敬い、その保護を支援する。	6.2	動物に対する倫理	観光における動物の扱いにおいて、不必要な苦痛、病気、致死のリスクを減らすための適切な管理ができています。	①△ ②△ ③△	D3.a D3.b

グリーン・デスティネーションズ・スタンダード コア30指標（鎌倉市のデータ収集）

資料4
別紙2

※赤字は追加や変更したもの。

※指標に対するデータ適性（H列）：指標を評価するために証拠を示しているといえるデータ○、100%証拠を示しているとはいえないが関連がある△、根拠となるデータは確認できない×

※G S T C-Dとの整合性について（仮、I列）：現在のところ、日本版指標案には黄色いセルにて示されているが、実際コア30の各指標はG S T C-Dの複数の指標に対応している可能性がある。新G S T C-D指標が公開され次第、整合性を指標内に明記する場合は再検討する必要がある。現在のI列は参考までに。

基準		指標・項目		鎌倉市データ(参考資料やデータ名とURL)	データ適性	GSTC-Dとの整合性(仮)
7	風景と景観 広大な風景や美しい景観を守り、劣化を避ける。	7.1	風景と景観	自然と田舎の美しい景観が保護され、その土地らしさが維持されている。景観の悪化や、都市の無秩序な拡大から効果的に守られている。	①○ ②○	C1.a * GDS2.3と関連
テーマ3：環境と気候変動 健やかで美しい自然環境を著しく損なうことがないよう十分な配慮をしている。						
8	土地利用と汚染 持続可能な土地利用と公害対策に、適切に取り組んでいる。	8.2	大気汚染	BAに基づいて、大気汚染の影響とリスクへの適切な対策がとられている。観光が要因の大気汚染について、適切にコントロールされている。	△	D4.a D4.b
9	水の管理 水質、水管理、水利用に適切に取り組んでいる。	9.4	廃水処理	適切な廃水処理の計画があり、人々や環境への影響が最小化されるよう関連の規制条例などが整備されている。この計画には、浄化槽の配置、保守管理、排水の水質検査なども含まれる。	①○ ②○ ③△	D9.a D9.b
10	持続可能なモビリティ 交通手段による人、環境、気候への影響を考慮し、適切に取り組んでいる。	10.1	ソフト・モビリティ (地球にやさしい移動手段)	観光客が多いゾーンでは、(BAに基づいて)環境への影響を考慮し、環境負荷の高い交通手段を最小限に抑え、徒歩や自転車の利用を促進するソフト・モビリティ戦略がある。	①○ ②○ ③△ ④○	D12.a D12.b
11	廃棄物処理とリサイクル 廃棄物の分別回収、リサイクル、リユースに適切に取り組んでいる。	11.1	固形廃棄物の減量	廃棄物は適切にモニターされ、減量化、分別、リサイクルを進めている。特にプラスチック廃棄物の減量化に重点をおき、量的目標を設定している。	①○ ②○ ③○	D10.a D10.b D10.c * GDS11.2と関連

グリーン・デスティネーションズ・スタンダード コア30指標（鎌倉市のデータ収集）

資料4
別紙2

※赤字は追加や変更したもの。

※指標に対するデータ適性（H列）：指標を評価するために証拠を示しているといえるデータ○、100%証拠を示しているとはいえないが関連がある△、根拠となるデータは確認できない×

※GSTC-Dとの整合性について（仮、I列）：現在のところ、日本版指標案には黄色いセルにて示されているが、実際コア30の各指標はGSTC-Dの複数の指標に対応している可能性がある。新GSTC-D指標が公開され次第、整合性を指標内に明記する場合は再検討する必要がある。現在のI列は参考までに。

基準		指標・項目		鎌倉市データ(参考資料やデータ名とURL)	データ適性	GSTC-Dとの整合性(仮)
		11.2	廃棄物の分別	自治体が回収する廃棄物と産業廃棄物をそれぞれ分別できる施設が備えられている。	第3次鎌倉市一般廃棄物処理基本計画 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/gomi/3jiippanhaikibutusy_ori kihonkeikaku.html	○ D10.a D10.b D10.c * GDS11.1と関連
12	エネルギーと気候変動 再生可能エネルギーの推進と温室効果ガスの削減を推奨している。	12.1	エネルギー消費量のモニタリング	観光地において省エネ化が進められている。住民と観光客に対し、安全性やサービスの質を落とさない範囲でエネルギー消費量の削減を推奨している。	鎌倉市SDGs未来都市計画 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/pdf/sdgs_h30kekaku_kamakuracity.pdf	○ D5.a D5.b
		12.2	化石燃料への依存度の低減	化石燃料への依存度を低減し、再生可能エネルギー技術を振興する適切な対策をとっている。	第3期鎌倉市環境基本計画 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/dai3kankyokihonkeikaku.html	○ D5.b
テーマ4：文化と伝統 地域とその周辺の特徴や風土、文化遺産などを損なうことのないよう、十分な配慮をしている。						
14	文化遺産 文化的な特色のある場所、風景、文化遺産の構造物や工芸品は、適切に保護されている。	14.1	文化遺産の保護	文化遺産の保護と、文化的資源（たとえば建造物とその敷地、特徴的あるいは伝統的な建築物、都市設計、独自の文化が感じられる場所、都市景観、考古学的な遺跡など）の本来の魅力や美しさを表す見せ方は、国際的に認識されている標準に基づいて適切に管理され、対策が講じられている。	①第3期鎌倉市観光基本計画 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankoukihonkeikaku.pdf pp. 40 ②鎌倉市SDGs未来都市計画 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/pdf/sdgs_h30kekaku_kamakuracity.pdf pp.8 ③鎌倉市景観計画について(平成29年7月1日施行) https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/shinkeikankeikaku.html	①○ ②○ ③○ A7.a C4.a C4.b
		14.3	観光の文化への影響の管理	文化的に価値のある場所、歴史的な建造物、文化的に重要な景観、土地利用、その土地らしさが感じられる場所においては、観光が悪影響をおよぼさないよう配慮している。破損や、破壊、価値を損なう行為は規制され、対策が講じられている。	①鎌倉市歴史的建築物の保存及び活用に関する条例 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kenchikushidou/documents/rekiken-jourei.pdf ②神奈川県文化財保護条例 http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/711035.pdf	①○ ②○ A7.a C4.a C4.b
15	人と伝統 生活文化と伝統を敬い、保護を支援している。	15.1	無形遺産	無形文化遺産や地域の生活文化を敬い、適切に保護している。	①神奈川県文化財保護条例 http://www.pref.kanagawa.jp/uploaded/attachment/711035.pdf ②鎌倉市文化財年報平成29年度 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/treasury/documents/29bun kazainenpou.pdf	①○ ②○ A7.a C4.a C4.b
		15.2	本物への敬意	地域の生活文化、伝統を敬い保護し地域の行事を支援するとともに、観光はそれらを阻害しない。こうした文化や伝統を観光で見学する場合は、誠意と敬意を払っている。伝統行事を再現する場合には、真正性を重視する。	①鎌倉市文化財年報平成29年度 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/treasury/documents/29bun kazainenpou.pdf ②第5章文化財の保存と活用に関する事項 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/sekaisan/documents/5shou.pdf	①○ ②○ C1.b
テーマ5：社会福祉 地域住民にも旅行者にも十分な配慮をしている。						

グリーン・デスティネーションズ・スタンダード コア30指標（鎌倉市のデータ収集）

資料4
別紙2

※赤字は追加や変更したもの。

※指標に対するデータ適性（H列）：指標を評価するために証拠を示しているといえるデータ○、100%証拠を示しているとはいえないが関連がある△、根拠となるデータは確認できない×

※GSTC-Dとの整合性について（仮、I列）：現在のところ、日本版指標案には黄色いセルにて示されているが、実際コア30の各指標はGSTC-Dの複数の指標に対応している可能性がある。新GSTC-D指標が公開され次第、整合性を指標内に明記する場合は再検討する必要がある。現在のI列は参考までに。

基準	指標・項目		鎌倉市データ(参考資料やデータ名とURL)	データ適性	GSTC-Dとの整合性(仮)	
16 人権の尊重 地域住民と旅行者は、市民権の侵害と不正から守られている。	16.5	人権保護	法令にのっとり、商業的、性的、その他のあらゆるハラスメントからすべての人を適切に守っている。とくに子供、若者、高齢者、障がい者、女性、マイノリティに配慮している。	鎌倉市人権施策推進状況報告 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/danjo/documents/29jinken.pdf	○	B2.a B2.b B2.d B7.a
17 コミュニティの参加 観光地管理と運営に、地域コミュニティとステークホルダーが参加している。	17.2	地域住民の観光への理解	地域住民は、観光開発による機会の創出、課題、持続可能性についての議論に、定期的に参加している。	鎌倉市SDGs未来都市計画 https://www.kantei.go.jp/jp/singi/tiiki/kankyo/teian/pdf/sdgs_h30kekaku_kamakuracity.pdf	○	B3.b
	17.4	地域住民の満足度	観光開発と観光地管理に対する住民の満足度について、定期的なフィードバックがあり、その結果は適宜報告し公開している。	①第11回市政e-モニターアンケート集計結果 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kouchou/documents/emoni-11.pdf ②平成29年度鎌倉市民意識調査報告書 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/documents/h29gaiyo.pdf	①△ ②△	B4.a B4.b
	17.5	地域社会の地位向上	地域資源の運営において、地域コミュニティとの協働を積極的にはかり、観光地の内外で地域の世話役が育成されることを目指している。	第3期鎌倉市観光基本計画 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankoukihonkeikaku.pdf	○	B6.a
18 地域経済 観光の地域経済への貢献を最適化している。	18.1	民間部門の貢献	民間部門が地域経済に貢献できるよう対策を講じている。特に地元の中小企業に対し、配慮と支援を行っている。	第3期鎌倉市環境基本計画 http://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankyo/dai3kankyokihonkeikaku.html pp.60（第5章）	○	B9.a
	18.2	地域の特産品や特色あるサービスの奨励	フェアトレードの方針に基づき、観光のバリューチェーンに地元の職人、生産者、サービス提供者を加えることを支援している。地域の自然や文化、地域性、地域経済に貢献する特産品と持続可能な商品を奨励している。この中には食品、飲料、工芸品、芸能、農産品なども含まれる。	第3期鎌倉市観光基本計画 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankoukihonkeikaku.pdf	○	B9.b B9.c B9.d
19 社会的な影響の管理 観光が与える影響を適切に管理している。	19.1	社会に与える影響の最適化	旅行者が、地域住民や他の旅行者に与える影響について適切にモニタリングし、旅行者の地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。	鎌倉市の観光事情[平成30年度版] https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/kankoujjouh30.html	○	C2.a

グリーン・デスティネーションズ・スタンダード コア30指標（鎌倉市のデータ収集）

資料4
別紙2

※赤字は追加や変更したもの。

※指標に対するデータ適性（H列）：指標を評価するために証拠を示しているといえるデータ○、100%証拠を示しているとはいえないが関連がある△、根拠となるデータは確認できない×

※GSTC-Dとの整合性について（仮、I列）：現在のところ、日本版指標案には黄色いセルにて示されているが、実際コア30の各指標はGSTC-Dの複数の指標に対応している可能性がある。新GSTC-D指標が公開され次第、整合性を指標内に明記する場合は再検討する必要がある。現在のI列は参考までに。

基準	指標・項目	鎌倉市データ(参考資料やデータ名とURL)	データ適性	GSTC-Dとの整合性(仮)	
	19.2 不動産開発 不動産開発が地域社会に与える影響について適正にモニタリングしており、地域経済への貢献を最大化させる手段を講じている。	①「鎌倉市都市景観条例の改正について」に対し提出された意見及び市の考え方 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/documents/06pabukomekaitou.pdf ②鎌倉市景観計画について(平成29年7月1日施行) https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keikan/shinkeikankeikaku.html	①○ ②○	A7.a A7.b A7.c A7.d	
20	健康と安全 住民と旅行者に、健康的で安心、安全な環境が約束されている。	20.1 健康と安全のための対策 犯罪、違法行為、健康被害、あらゆる危険に適切な対応ができるよう、情報提供を行っている。	①第3期鎌倉市観光基本計画 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/documents/dai3ki_kankoukihonkeikaku.pdf pp.46 ②鎌倉市 観光客等地震・津波 対策ガイドライン https://trip-kamakura.com/uploaded/attachment/1182.pdf ③ピーガールくん子ども安全メール(神奈川県警) https://www.police.pref.kanagawa.jp/mes/mesd5010.htm	①○ ②○ ③○	A12.c A12.e
テーマ6：ビジネスとホスピタリティ 適切な観光地の情報とマーケティングおよび望ましい観光地のあり方について、持続可能性におけるビジネス部門の参画を保証している。					
21	ビジネスの関与 観光部門は、観光地の持続可能性に責任を持つ。	21.1 持続可能性の基準 GSTCの観光産業向け指標に準拠した国際的に認知されている持続可能性の基準を、観光地やビジネス部門が推進している。	(参考)持続可能な都市経営「SDGs未来都市かまくら」の創造 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/keiki/documents/gaiyoupdf.pdf	×	A11.a A11.b
22	情報とマーケティング 観光地の広報と旅行者への正確で配慮のある情報提供。	22.3 配慮が必要な観光地における旅行者の行動 配慮が必要な観光地への悪影響を最小限にとどめ、旅行者のふさわしい行動を促すためのガイドラインが作成されており、入手可能である。ガイドライン作成には、地元のステークホルダーが関わっている。	①鎌倉での過ごし方 観光マナーにご協力を！ https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kamakura-kankou/manners.html ②鎌倉市公共の場所におけるマナーの向上に関する条例 https://www.city.kamakura.kanagawa.jp/kankou/mannerruleshead.html	①○ ②○	C3.a C5.a C5.b C5.c C5.d

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		日本版指標（案）	
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標	
注釈	黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	GSTC-Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
A：持続可能な観光地管理			
A1	<p>持続可能な観光地への戦略 環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理、また景観に配慮した、規模に見合う中長期的な観光地域戦略を、住民参加によって策定・実施し、一般公開する。</p> <p>観光地戦略を策定しているか</p> 	<p>A1. a 中長期的な観光地戦略は、持続可能性と持続可能な観光に焦点を定め、<u>環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理</u>を含んでいる。</p> <p>A1. b 中長期的な観光地計画及び戦略を更新し、一般公開している。</p> <p>A1. c 中長期的な観光地計画及び戦略は、住民参加によって策定している。</p> <p>A1. d 中長期的な観光地計画は、<u>政治的支援</u>があり、実施したことを証明できる。 ※「政治的支援」ではなく「政策的支援」が適当。英語political commitment</p>	<p>A1. a ◆持続可能な観光の基本理念に基づき、環境、経済、社会、文化、品質管理、衛生管理、安全管理及び景観に関する内容を含む、「日本版持続可能な観光指標（仮）」に取り組むことを明記し[<u>議会承認を得</u>]た観光計画がある</p> <p>→複数年計画である</p> <p>→定期的な更新（少なくとも5年ごと）及び一般公開をしている</p> <p>→住民参加によって策定している</p> <p>→上記の計画に関連する取組の結果を公開している</p>
	<p>観光地の管理組織（DMO） 持続可能な観光への協動的な取り組みを進めるのに有効な、官民が参加する組織、部局、グループ、委員会などを設置する。これらの組織は、観光地の広さや規模に合ったものとし、環境、経済、社会、文化的課題への管理における責任、監督、実施能力を明確にする。また、これらの組織の活動の財源は、適切に確保する。</p> <p>持続可能な観光に関する取組を担う管理組織が存在するか</p>  <p>管理組織：持続可能な観光への協動的な取り組みを進めるのに有効な、官民が参加する組織、部局、グループ、委員会など。</p>	<p>A2. a 管理組織は、持続可能な観光を協動的な方法で運営する責任を担っている</p> <p>A2. b 観光の管理と調整には、<u>民間部門</u>がかかわっている。</p> <p>A2. c 管理組織は、持続地の広さや規模に見合ったものである。 →規模に関わらず、「<u>多様なステークホルダー</u>」が含まれているか、と解釈。</p> <p>A2. d 管理組織の構成員は、<u>持続可能な観光</u>に対する責任を担っている。</p> <p>A2. e 管理組織は、<u>適切に財源が確保</u>されている。</p>	<p>A2. a ◆持続可能な観光を推進する<u>責任を担う管理組織がある</u></p> <p>or</p> <p>◆持続可能な観光を推進する<u>管理組織があり、責任の所在が明確</u>になっている</p> <p>→管理組織には、<u>持続可能な観光の推進に専従できる担当者</u>（サステナビリティ・コーディネーター（仮称））がいる</p> <p>→官民、住民が参加する「<u>ステークホルダーワーキンググループ</u>（仮称）」は定期的に意見交換の機会がある</p> <p>→管理組織の構成員は部局横断的かつ観光地[<u>域</u>]の規模に見合ったものである</p> <p>→ステークホルダーワーキンググループ（仮称）やサステナビリティ・コーディネーター（仮称）の役割が定められている</p> <p>→管理組織運営のための財源が確保されている</p>

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

G S T C - D		日本版指標（案）	
G S T C - Dの基準		G S T C - Dの指標	
注釈	黒字：G S T C - Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	G S T C - Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	
			→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
A3	モニタリング 環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査、公開し、対応できる体制を整える。調査の仕組みは、定期的に見直し、評価する。 観光に関する事項（環境、経済等）について調査しているか 	A3. a <u>環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査し、結果を公開している。</u>	◆環境、経済、社会、文化、観光、人権問題について調査、一般公開している
		A3. b 調査の仕組みは、定期的に見直され、評価されている。	→調査の仕組みが定期的に見直されている
		A3. c <u>観光による負荷の軽減措置は、財源が確保されており、機能している。</u>	◆観光による負荷（ オーバーツーリズム関連の課題等 ）軽減のための財源が確保されている
A4	観光業の季節変動に対する経営管理 観光の季節変動を和らげるために、その地域の資源を必要に応じて有効に利用する。地域経済、コミュニティ、地域文化、環境のすべてのニーズのバランスを取りながら、年間を通じた観光の実現に取り組む。 観光地の経営管理は季節変動にも対応しているか 	A4. a <u>閑散期のイベントを企画販売するなど、年間を通じて訪問客を誘致する具体的な戦略がある。</u>	◆繁閑差を考慮した誘客のための取組を行っている →月ごと（季節ごと）の観光客数を計測している
A5	気候変動への適応 気候変動に関するリスクと可能性を見定める仕組みを作る。この仕組みは、気候変動へ適応した設備開発、立地選定、設計デザイン、施設経営の開発戦略を推進する。また、観光地の持続可能性と復元力を向上させ、地域住民と観光客に対する気候変動の教育に貢献する。 気候変動に適応できるよう取り組んでいるか 	A5. a 気候変動に適応し、リスク評価をする仕組みがある。	◆観光に影響する気候変動の負の影響を想定している
		A5. b 気候変動の軽減に関する法律や方針があり、軽減に貢献する技術を推進する法律がある。	◆気候変動の軽減に関する計画や方針がある

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

G S T C - D		日本版指標（案）	
G S T C - Dの基準		G S T C - Dの指標	
注釈	黒字：G S T C - Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	G S T C - Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	
			→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
		A5. c	◆住民、観光事業者、旅行者向けの気候変動に関する教育や意識向上の取組がある
A6	観光資源と魅力のリストアップ 自然や文化に富んだ場所を含む観光資源と魅力についての、最新のリストと評価を公開する。 観光資源リストを保有しているか 	A6. a	◆観光資源（自然、文化等）のリストがある →一般公開され、少なくとも毎年度見直し・更新している
A7	計画に関する規制 環境、経済、社会への影響評価を行い、持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体を統合的に行うようなガイドラインや規制、方策を定める。このガイドラインや規制、方策は、自然及び文化的資源を守るよう策定し、市民の声を反映しつつ十分に検討を重ね、一般公開し、順守する。 各種計画には規則が備わっているか 	A7. a	◆自然及び文化的資源の保護計画やゾーニングに関するガイドライン、規制、方策がある
		A7. b	◆持続可能な土地利用、デザイン、建設、解体に関するガイドライン、規制、方策がある
		A7. a/b	→住民の意見を聴取・反映し、十分なレビューの元に定めている
		A7. d	→一般公開され、遵守されている
	ユニバーサルデザイン—多様な受入環境整備 自然、文化的に重要な場所や施設は、障がい者や特別な準備を必要とする人を含む、あらゆる人たちが利用可能な状態にする。現時では利田が困難	A8. a	◆観光地の調和を損ねない範囲で受入環境整備を促進している

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

G S T C - D		日本版指標（案）	
G S T C - Dの基準		G S T C - Dの指標	
注釈	<p>黒字：G S T C - Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案</p>	<p>G S T C - Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード</p>	
A8	<p>観光地における調和を損ねない範囲で、障がい者が無理なく利用できる解決策がとられている。</p> <p>ユニバーサルデザインの普及を促進しているか</p> 	<p>A8. b 観光地の調和を損ねない範囲で、障がい者が無理なく利用できる解決策がとられている。</p>	<p>→ユニバーサルデザインの普及（バリアフリー対策等）を促進している</p>
			<p>→公衆トイレの洋式化（ウォシュレットなど）の整備を促進している</p> <p>→公共スペースにおける無料Wi-Fi環境の整備をしている</p> <p>→キャッシュレス環境の整備をしている</p> <p>→多言語による案内の充実を促進している</p> <p>→多様な宗教・生活習慣への対応を促進している</p> <p>→域外から観光地への公共交通機関等によるアクセスが確保されており、公共交通機関の利活用が推奨されている</p>
A9	<p>資産の取得 資産の取得に関する法律や規則を定め、施行し、自治体と先住民を含む地域住民の権利を保護する。また、地域住民との協議を保証し、正当な補償を行い、事前承諾のない移住・移設は許可しない。</p> <p>資産の取得について法律等によるルールがあるか</p> 	<p>A9. a 実施規定を含む政策や法律がある。</p>	<p>◆資産取得に関して実施規定を含む計画や政策がある</p>
		<p>A9. b 先住民を含む地域住民の権利を考慮し、公的な協議の場を保証し、正当な補償及び事前承諾を得た場合のみ移住・移設を許可する政策や法律がある。</p>	<p>→上記の政策は、住民の合意によって策定され、住民の権利を保護するものである</p>

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

G S T C - D		日本版指標（案）	
G S T C - Dの基準		G S T C - Dの指標	
注釈	黒字：G S T C - Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	G S T C - Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	
			→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
A10	<p>来訪旅行者の満足度</p> <p>旅行者の満足度をモニターし、その結果を報告書として公開し、必要に応じて旅行者の満足度を高める措置をとる。</p> <p>来訪旅行者の満足度に関する調査を実施しているか</p> 	<p>A10.a</p> <p>旅行者の満足度に関するデータを収集し、報告書として公開している。</p>	<p>◆旅行者満足度アンケートを実施している</p> <p>→定期的に（少なくとも毎年度）実施している</p> <p>→アンケート結果を公開している</p>
		<p>A10.b</p> <p>モニタリングの結果に基づき、旅行者の満足度を向上させるための対策をとる仕組みがある。</p>	<p>◆上記アンケート結果に基づいた、旅行者満足度向上のための対策を講じている</p>
A11	<p>持続可能性の基準</p> <p>事業者向けに、G S T C基準と一致した持続可能性の基準を推進する制度を定める。持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開する。</p> <p>事業者向けに持続可能な観光の取組を行っているか</p> 	<p>A11.a</p> <p>関連業界が支持する持続可能な観光の認定制度か環境マネジメントシステムがある。</p>	<p>◆事業者が持続可能な観光を促進する団体が主催する持続可能な観光や環境マネジメントに関するトレーニングに参加している</p> <p>→トレーニングの参加状況を把握している</p> <p>→参加状況（セクター別参加数など）を一般公開している</p>
		<p>A11.b</p> <p>G S T Cに認識された持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムがある。（1）</p>	
		<p>A11.c</p> <p>持続可能な観光の認定制度や環境マネジメントシステムへの観光事業者の参加状況を調査している。</p>	
		<p>A11.d</p> <p>持続可能性が認定、または検証された事業者の一覧を公開している。</p>	
	<p>安全と治安</p> <p>犯罪、安全性、健康被害などを監視、防止、公開し、それに対応する体制を整える。</p> <p>安全と治安に配慮しているか</p> 	<p>A12.a</p> <p>観光関連施設における防火対策、食品衛生、電気の安全性の点検を義務化し、継続している。</p>	<p>◆観光関連施設等において、防火対策、食品衛生、電気の安全性の定期的な点検を義務化している</p>

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		GSTC-D		日本版指標（案）	
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標			
注釈	黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	GSTC-Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード		→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)	
A12		A12. b	ビーチや観光スポットにおいて、 <u>救護室の設置などの安全対策がある。</u>	A12. b	◆観光スポットにおいて、安全対策の整備をしている
		A12. c	犯罪を防止し、 <u>対応する体制がある。</u>		→防犯への取組を行っている
		A12. d	<u>明確な運賃のタクシー許可制度や観光地の出入口での組織的な配車システムがある。</u>	A12. c	◆観光地等において、 <u>タクシーの乗降場所等が明示的に示されている</u>
		A12. e	<u>安全や治安に関する情報を公開している。</u>	A12. d	◆安全や治安に関する情報を公開している
A13	<p>危機管理と緊急時体制 観光地に適した、危機と緊急時の計画を立てる。重要な情報は、住民、旅行者、関連事業者に適切に伝わるようにする。計画は手順を確立し、従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会を提供し、定期的に更新する。</p> <p>緊急時における体制は整備されているか</p> 	A13. a	危機管理と緊急時体制の計画は、 <u>観光部門も考慮に入れたものである。</u>	A13. a	◆災害等の緊急時における計画は、観光部門も考慮に入れたものである
		A13. b	危機管理と緊急時体制の計画実施に必要な資金及び人材を確保している。		→人材や予算を確保している
		A13. c	危機管理と緊急時体制の計画は、民間の観光事業者の意見を取り入れて策定され、緊急時及びその後の伝達手順が含まれている。		→民間の観光事業者等の意見を取り入れている
		A13. e	危機管理と緊急時体制の計画は、定期的に更新されている。		→定期的（少なくとも毎年度）に更新されている
		A13. d	危機管理と緊急時体制の計画は、 <u>従業員、旅行者、住民に対して資源（物資・財源）と研修機会の提供を定めている。</u>	A13. b	◆災害等の緊急時において、観光客への対応を行うことができる体制がある
					→所管する観光案内所、旅客施設等に非常用電源装置や情報端末（スマートフォン等）への電源供給機器等の整備がなされている

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

G S T C - D		G S T C - D		日本版指標（案）	
G S T C - Dの基準		G S T C - Dの指標			
注釈	黒字：G S T C - Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	G S T C - Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード		→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)	
					→緊急時用の物資提供及び従業員、旅行者、住民に対する訓練や研修を実施している →災害等の非常時において多言語での情報発信がなされており、適切に伝わっている
A14	観光の促進 広報宣伝において、観光地、特産物、サービス、持続可能性に関する情報を正確なものにする。その内容は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものとする。 観光の促進を目的とした広報を行っているか 	A14. a	観光地の広報宣伝は、旅行者や地域コミュニティを尊重し、事実に基づいたものである。	A14. a	◆市場調査に基づき、観光地が求めるターゲット層の誘致拡大に向けたプロモーションが実施されている →プロモーションにおけるルールや規約がある →プロモーションの効果測定を行なっている
		A14. b	観光地の広報宣伝は、商品やサービスについての情報が正確である。	A14. b	◆求めるターゲットの誘致拡大に向けた新商品の開発に取り組んでいる
B：地域社会における経済利益の最大化、悪影響の最小化					
B1	経済調査 観光が地域経済におよぼす直接的、間接的な経済効果については、少なくとも年1回の調査を行い、結果を公開する。公開内容には、旅行者による消費額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどを可能な範囲で盛り込む。 観光が地域に及ぼす経済調査を実施しているか  	B1. a	旅行者による消費金額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどの定期的な調査を行い、結果を公開している。	B1. a	◆旅行者による消費金額、客室1室あたりの売上高、雇用、投資データなどを定期的に調査し、一般公開している
		B1. b	直接的、間接的な経済効果について、少なくとも年に1回は調査を行い、結果を公開している。	B1. b	◆地域への直接的な経済波及効果（観光消費額）について測定し、一般公開している（ 直接効果の把握 ） ※B1. aの「旅行者による消費金額」との違い
					◆産業連関分析等により観光による間接的な経済波及効果について測定し、一般公開している（ 間接効果の把握 ）

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D			日本版指標（案）
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標	
注釈	黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	GSTC-Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	
			→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
		B1. c	→観光に伴う不動産開発が地域社会に与える影響について把握、公開している（地価、家賃等の動向把握）
		B1. c	◆観光関連業種における雇用者数（雇用誘発効果）を調査し、一般公開している ※B1. aの「雇用データ」との違い
	地域の就業機会 観光地の事業者は、すべての人に平等な雇用、訓練の機会、労働の安全性、公正な労働賃金を与える。 地域における就業の機会を促進しているか  	B2. a	◆すべての人に対して、雇用機会の均等、訓練の機会、労働の安全性、公正な労働賃金を支持する政策がある or ◆事業者による男女雇用機会均等法等の遵守を監督し、相談を受ける体制がある
B2		B2. b	→観光関連事業者への就業を促進する取組が毎年度ある
		B2. c	◆事業者による労働三法の遵守を監督し、相談を受ける体制がある
		B2. d	◆性別、年齢、季節等に左右されず、安定した雇用や公正な賃金の実現に向けた取組を行っている
	住民参加 観光地の計画立案や意思決定に関して、継続的に住民参加を促す体制を整える。 住民参加を促しているか   	B3. a	◆観光地経営について行政・民間事業者・住民の三者で構成される体制がある
B3		B3. b	→観光地経営について住民が参加し、話し合う機会が年1回以上ある

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		日本版指標（案）	
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標	
注釈	<p>黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案</p>	<p>→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)</p>	
B4	<p>地域コミュニティの声 観光地の管理に関する地域コミュニティの期待、不安、満足度などについて定期的に調査と記録を行い、適宜公開する。</p> <p>観光地管理に関する地域コミュニティの声を把握しているか</p> 	<p>B4. a 観光地の運営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に収集、調査、記録、公開されている。</p>	<p>◆観光地経営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に調査されている</p> <p>→一般公開されている</p>
		<p>B4. b データの収集、調査、記録、及び公開は、適宜実施されている。</p>	<p>B4. a →少なくとも毎年度行われている</p> <p>→次年度の運営改善（肯定的な回答割合の増加等）に役立っている</p>
		<p>B4. a 観光地の運営に関する住民の期待、不安、満足度などのデータは、定期的に収集、調査、記録、公開されている。</p>	<p>B4. b ◆民泊に関する相談窓口が設置されている</p> <p>→不適切な民泊があった場合に適切な指導を行っている</p>
B5	<p>地域住民のアクセス 自然や文化的な場所への地域コミュニティのアクセスについて、定期的に調査と保護を実施し、必要に応じて修復、回復を行う。</p> <p>地域住民によるアクセスに配慮しているか</p>   	<p>B5. a 地域住民や国内旅行者による、公共スペース、自然や文化的な場所へのアクセスに関する調査、保護、修復、回復プログラムがある。</p>	<p>B5. a ◆地域住民の自然、文化的な場所や公共スペースへのアクセスについて調査している</p> <p>→問題が生じている場合、対応策は講じられている</p>
		<p>B5. b 観光名所や観光スポットを訪れる地域住民や国内外旅行者の行動や特性を調査している。</p>	<p>B5. b C2. a及びC3. aで読み込む</p>
B6	<p>観光への意識向上と教育 観光に影響がある地域社会に対し、観光事業の機会と課題への理解を高め、持続可能性の重要性を伝える定期的な教育プログラムを提供する。</p> <p>地域住民に観光への意識を向上させる取組と教育を行っているか</p>   	<p>B6. a 地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の役割や可能性の意識を高める教育プログラムがある。</p>	<p>B6. a ◆地域コミュニティ、学校、高等教育機関において、観光の可能性や課題に関する教育プログラムがある</p> <p>→児童・生徒に対して観光に関する教育が実施されている</p>

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

G S T C - D		日本版指標（案）		
G S T C - Dの基準		G S T C - Dの指標		
注釈	黒字：G S T C - Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	G S T C - Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード		
			→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)	
B7	<p>搾取の防止 商業的、性的、その他の搾取やハラスメントを防ぐ法律や慣行を定める。特に子供、青少年、女性、少数派などの人々に対するものは、注意を払う。法律や慣行は共有する。</p> <p>搾取の防止についての取組を行っているか</p> 	<p>B7. a 地域住民や旅行者に対し、商業的、性的、その他の搾取、差別またはハラスメントを防ぐための法律やプログラムがある。</p> <p>B7. b 法律とプログラムに対して、共通の理解がある。</p>	<p>◆ハラスメントから旅行者を含むすべての人を、適切に保護する取組がある</p> <p>→取組は地域住民と旅行者を含み、観光地全体に周知されている</p>	
	B8	<p>コミュニティへの支援 事業者、旅行者、市民が、コミュニティや持続可能性の取組に貢献できるようにうながす。</p> <p>コミュニティによる持続可能性に対する支援を行っているか</p> 	B8. a 事業者、旅行者、市民が、地域コミュニティや生態系保全に関する取組やインフラ整備に寄与できるプログラムがある。	◆事業者や旅行者が住民と共に、地域社会や地域の文化・自然環境の保全に貢献できる機会がある
B9	<p>地域事業者への支援とフェア・トレード 地元の中小事業者や団体を支援し、地域の持続可能性につながる特産品や、自然や文化に基づいたフェア・トレードの指針を促進、啓発する体制を整える。これらは、飲料、食品、工芸品、伝統芸能、農作物などを対象とする。</p> <p>フェアトレードに関する取組を行っているか (フェアトレードは、広義的なものであり、途上国だけに限らない。)</p> 	<p>B9. a 地元の中小事業者を支援し、能力を向上させるプログラムがある。</p> <p>B9. b 地域の特産品やサービスの利用促進を図るプログラムがある。</p> <p>B9. c 地域の自然や文化に基づいた、地域の持続可能性につながる特産品の開発や、促進を図るプログラムがある。</p> <p>B9. d 観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）を対象とするプログラムがある。</p>	<p>◆地元の中小企業向けに、持続可能なビジネスの促進に関する研修の機会がある</p> <p>◆地域の自然や文化に基づいた特産品やサービスの利用を促進している</p> <p>→地域の持続可能性につながる特産品開発やサービス提供の促進を図るプログラムがある</p> <p>→上記の取り組みは、観光の効果がおよぶ地元の職人、農業者、供給者（サプライヤー）も対象とする</p>	
		C：コミュニティ、旅行者、文化資源に対する利益の最大化、悪影響の最小化		
		<p>C1. a 建築遺産や、農村や都市の景観を含む自然及び文化的資源の保全管理体制がある。</p> <p>観光資源の保護 建築遺産（歴史的、考古学的）、農村や都市の景観を含む自然及び文化的資源を評価、修復、保全するための方針と体制を整える。</p> <p>観光資源の保護に取り組んでいるか</p> 	C1. a	<p>◆歴史的建築物や農村や都市の景観など、観光資源となる自然・文化的遺産の保全管理体制がある</p> <p>→景観保全に関する計画がある</p>

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		日本版指標（案）	
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標	
注釈	黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	GSTC-Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
	 	C1. b	観光資源や名所における観光の影響を調査、測定し、軽減するための管理体制がある。 →評価に基づき、必要な対策を行っている
C2	旅行者の管理 観光資源や名所に対して、自然及び文化的資源を保全、保護し、価値を高める旅行者の管理体制を整える。 旅行者の管理を行っているか   	C2. a	旅行者管理の計画と運営を担う運営体制が整っている。 ◆旅行者を管理する体制がある →宿泊客数及び日帰り客数を計測・公開している →客数の計測は、全体、外国人・日本人別、年齢・月別に分かれている →観光が要因となっている道路渋滞に関する課題を調査により把握している →観光地に至る公共交通機関における混雑に関する課題を調査により把握している →観光地における混雑に関する課題を調査により把握している →問題が生じている場合、対応策を講じている（混雑対策）
	旅行者のふるまい 特に配慮を必要とする場所を旅行者が訪れる場合には、節度ある行動をうながすガイドラインを発行し、提供する。このガイドラインは、旅行者による環境負荷を抑制し、望ましいふるまいをうながすものとする。	C3. a	特に配慮を必要とする場所における旅行者の行動規範となる、文化及び環境ガイドラインがある。 ◆特に配慮が必要とされる場所における観光客のふるまいについて、地域住民の声を反映した行動規範がリストアップされている

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

G S T C - D		G S T C - D		日本版指標（案）
G S T C - Dの基準		G S T C - Dの指標		
注釈	黒字：G S T C - Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	G S T C - Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード		→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
C3	旅行者のふるまいを望ましいものとするための取組を行っているか 			→問題が生じている場合、対策を講じている (マナー違反対策)
		C3.b	ツアーガイドとオペレーター向けに実施基準を設けている。	◆ツアーガイドを対象に、旅行者へのマナー啓発を促進するための 研修がある
C4	文化遺産の保護 歴史的・考古学的な人工物の適切な販売、取引、展示、または贈呈に関する法律を定める。 文化遺産の保護に取り組んでいるか 	C4.a	水没しているものを含む、歴史的・考古学的な人工物を保護する法律や規制があり、かつ実施されている。 人工物とは何か？単純に人が作ったものか。(有形)	◆有形文化遺産の保護に関する計画や規制等がある
		C4.b	無形文化遺産（例：歌謡、音楽、演劇、技術、技能など）の価値を認め保護するプログラムがある。	◆無形文化遺産の保護に関する計画や規制等がある →地域の行事（祭り等）を支援している →伝統文化の次世代継承を支援するための 取組 がある
	観光資源の解説 自然や文化的な観光資源に関する正確な解説を提供する。解説の内容は、地域文化の伝え方として適切であり、コミュニティと協力して作成され、旅行者に適した言語で伝える。 観光資源について解説を提供しているか 	C5.a	観光案内所や、自然や文化的な観光スポットにおいて、 <u>解説を含む情報が提供</u> されている。	◆観光スポットにおいて、解説を含む適切な情報が提供されている
		C5.b	解説の内容は、地域文化の伝え方として適切である。	→地域の ストーリー として地域住民と協力して作成されている
		C5.c	解説の内容は、 <u>コミュニティと協力して作成されたものである</u> 。	

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		日本版指標（案）	
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標	
注釈	黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	GSTC-Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	
			→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
C5		C5. d 解説の内容は、旅行者に適した言語で伝えられている。	→旅行者に適した言語で伝えられている
		C5. e 解説の内容を活用しているツアーガイドの研修がある。	C5. b →解説内容を活用しているツアーガイドの研修がある
C6	知的財産 コミュニティ及び個人の知的財産権の保護や維持に役立つ体制を整える。 知的財産を保護する取組を行っているか 	C6. a コミュニティ及び個人の知的財産権を保護する法律や規則、またはプログラムがある。	C6. a ◆地域及び個人の知的財産権を保護する規則や取組がある
D：環境に対する利益の最大化、悪影響の最小化			
D1	環境リスク 環境リスクを見極め、対応する体制を整える。 環境リスクに対する取組を行っているか 	D1. a 環境リスクを認識するために、最近5年の間に観光地の持続可能性を評価している。	◆環境リスクを認識するために、最近5年の間に観光地の持続可能性を評価している
		D1. b 認識された環境リスクへの対応策がある。	D1. a →上記の評価に基づき、環境リスクへの対応策がある
D2	脆弱な環境の保護 観光による環境への影響を監視し、生息・生育地、生物種、生態系を保護し、外来生物種の侵入を防ぐための体制を整える。 脆弱な環境保護への取組を行っているか 	D2. a 脆弱で絶滅が危惧される野生生物や生息・生育地の一覧が作成され、更新されている。	D2. a ◆脆弱で絶滅が危惧される野生生物や生息・営巣地・生育地の一覧が作成されている
		D2. b 環境への影響の調査を行っており、生態系、脆弱な環境、生物種を保護する管理体制がある。	D2. b ◆環境への影響の調査を行い、生態系、脆弱な環境、生物種を保護する取組がある
		D2. c 外来生物種の侵入を防ぐための体制がある。	→外来生物種に関する最新のリストを作成し、侵入を防ぐための体制がある

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		日本版指標（案）	
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標	
注釈	黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	GSTC-Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	
		→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)	
D3	<p>野生生物の保護 野生生物（動植物を含む）の採集、捕獲、展示、販売に関し、地方、国内、国際的な法律や基準に則していることを保証する体制を整える。</p> <p>野生生物の保護への取組を行っているか</p> 	<p>D3.a 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約（CITES）：ワシントン条約を遵守している。</p> <p>D3.b <u>動植物の採取、捕獲、展示、販売を管理する基準があり、規則が設けられている。</u></p>	<p>D3.a ◆動植物（野生種に限る）の保護、採取、捕獲、展示、販売を管理する基準や規則がある</p> <p>D3.b</p>
D4	<p>温室効果ガスの排出 事業者に対し、すべての活動（サービス供給者も含む）で排出される温室効果ガスを測定、監視、最小化、公開、低減をうながす体制を整える。</p> <p>温室効果ガスの排出抑制に取り組んでいるか</p> 	<p>D4.a 温室効果ガス排出量の測定、監視、最小化、公開を支援する事業者向けプログラムがある。</p> <p>D4.b <u>温室効果ガス排出量を低減する事業者向けプログラムがある。</u></p>	<p>D4.a ◆事業者が、温室効果ガスの排出量をモニタリングし、排出量を削減する取組がある</p> <p>D4.a</p>
D5	<p>省エネルギー 事業者に対し、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開と、化石燃料への依存の低減を奨励する体制を整える。</p> <p>省エネルギーに取り組んでいるか</p> 	<p>D5.a <u>省エネ、エネルギー消費量の測定、監視、削減、公開を推進するプログラムがある。</u></p> <p>D5.b 化石燃料への依存の低減を奨励し、エネルギー効率を向上し、再生可能エネルギー技術の採用をうながす政策や刺激策がある。</p>	<p>D5.a ◆事業者がエネルギー消費を定期的にモニタリングし、削減するための取組がある</p> <p>D5.a</p> <p>D5.b ◆化石燃料の依存度を低減し、再生可能エネルギー技術の利用を促進する政策や取組がある</p> <p>D5.b</p>
D6	<p>水資源の管理 事業者に対し、水資源の使用量の測定、監視、削減、公開を奨励する体制を整える。</p> <p>水資源の管理を行っているか</p> 	<p>D6.a 水資源の使用量の測定、監視、削減、公開する、事業者向けのプログラムがある。</p>	<p>D6.a ◆水資源の使用量の測定、監視、削減、公開を行う、事業者向けの取組がある</p> <p>D6.a</p>
D7	<p>水資源の確保 事業者による水の利用が、地域コミュニティが必要とする水資源に支障をきたさないよう監視する体制を整える。</p> <p>水資源の確保を行っているか</p> 	<p>D7.a <u>事業者による水の利用と、地域コミュニティが必要とする水資源とを、かたよることなく両立させられる管理体制がある。</u></p>	<p>D7.a ◆事業者は、節水に努め、水の使用量を公開することが奨励されている</p> <p>D7.a</p>
D8	<p>水質 飲用及びレクリエーションに使用する水は、水質基準に沿っていることを継続的に把握する（モニタリング）体制を整える。その結果は公開し、水質に問題があれば、適時対応する体制を整える。</p> <p>水質保全に取り組んでいるか</p>	<p>D8.a 飲用及びレクリエーションに使用する水の品質を継続的に把握し、公開する管理体制がある。</p> <p>D8.b 継続的に把握した結果は公開されている。</p>	<p>D8.a ◆飲用、レクリエーションに利用する水の水質は、（条例、基準などに沿って）継続的にモニタリングされている</p> <p>D8.a →モニタリング結果は一般公開されている</p>

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		日本版指標（案）		
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標		
注釈	<p>黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案</p>	<p>→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)</p>		
		D8. c	<p>水質に問題があれば、適時対応する体制がある。</p>	<p>→水質に問題があれば、早急に対応策を講じる体制がある</p>
D9	<p>廃水 浄化槽や廃水処理システムは、立地、維持管理、検査についての明確で強制力のあるガイドラインを設ける。地域住民と環境への影響を最小に抑え、廃水を適切に処理・再利用または安全に放流する。</p> <p>排水を適切に処理しているか</p> 	D9. a	<p>浄化槽や廃水処理システムからの廃水に関する、経路、維持管理、検査の規則があり、順守していることが証明できる。</p>	<p>◆浄化槽や廃水処理に関して、定期的にモニタリングをしている</p> <p>→立地、維持管理、検査について、規則や条例、ガイドラインがある</p> <p>→効果的に処理・再利用する事業者を支援する取組がある</p> <p>→地域住民と環境への悪影響を最小にする取組がある</p>
		D9. b	<p>廃水処理システムの規模や形式の、立地に適合した規則があり、順守していることが証明できる。</p>	
		D9. c	<p>廃水を効果的に処理・再利用する事業者向けの支援プログラムがある。</p>	
		D9. d	<p>適切な廃水処理と安全な再利用を確実なものとする、もしくは地域住民と環境への悪影響を最小にするプログラムがある。</p>	
D10	<p>廃棄物の削減 事業者に対し、廃棄物の削減、再利用、リサイクルを奨励する体制を整える。再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全で持続可能なものとする。</p> <p>廃棄物の削減に向けた取組を行っているか</p> 	D10. a	<p>廃棄物の排出量を継続して公的に記録する廃棄物収集の体制がある。</p>	<p>◆廃棄物処理状況をモニタリングしている 再利用またはリサイクルされない廃棄物の最終処分は、安全が確保されている</p> <p>→廃棄物削減に関する事業者向けの取組がある</p> <p>→再利用やリサイクルに関する事業者向けの取組がある</p>
		D10. b	<p>数値目標を掲げて廃棄物を削減し、再利用やリサイクルされていない廃棄物を安全で持続可能な方法で処理する。</p>	
		D10. c	<p>廃棄物の削減、再利用、リサイクルに関する事業者向けの支援プログラムがある。</p>	
		D10. d	<p>水の容器の削減に関する、事業者及び旅行者向けのプログラムがある。</p>	
	<p>光害と騒音 光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規則を整える。また、事業者に対し、このガイドラインや規則に従うようながす。</p> <p>光害と騒音の対策を行っているか</p> 	D11. a	<p>光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規則がある。</p>	<p>◆光害を最小限に抑える取組及び事業者向けのガイドライン、及び支援プログラムがある</p>

※本資料は、あくまで日本版持続可能な観光指標の事務局案です。

【文字の色区分】 緑：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案
 青：事務局として特に各委員よりご意見をいただきたい箇所

GSTC-D		日本版指標（案）	
GSTC-Dの基準		GSTC-Dの指標	
注釈	黒字：GSTC-Dの基準を転記 緑字：各地域が指標に取り組みやすいようYes/Noで回答するチェックシート形式にする場合の基準案	GSTC-Dの指標を転記 下線：日本版指標案に含んだキーワード	
			→：指標における小項目 (◆を達成するための内容)
D11		D11. b	光害と騒音を最小に抑えるガイドラインや規則に従うことを推奨する事業者向けプログラムがある。
			◆騒音を最小限に抑える取組及び事業者向けのガイドライン、及び支援プログラムがある
D12	環境負荷の小さい交通 公共交通機関、徒歩や自転車などを含む、環境負荷の小さい交通機関の利用を促進する体制を整える。 環境負荷の小さい交通の利用を促進しているか 	D12. a	環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがある。
			◆域内における環境負荷の小さい交通機関の利用促進プログラムがある
		D12. b	旅行者にとって関心の高い観光スポットへの自力移動（例：徒歩や自転車など）を容易にするプログラムがある。
			→観光スポットへの徒歩や自転車利用の奨励と安全確保を行っている

阿寒湖温泉地域の取組とGSTC

NPO法人 阿寒観光協会まちづくり推進機構（阿寒DMO）

山下 晋一

目次

1. 阿寒湖温泉地域のこれまでの取組
2. ATTAのGSTCへの考え方と実践
3. 国際的な観光指標の導入に向けた持続可能な観光の推進に関する事業（北海道運輸局）
 - (1) ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業
 - (2) GSTCトレーニングプログラムの実施事業
4. GSTC-Dについて
5. GSTC推進体制について

1. 阿寒湖温泉地域のこれまでの取組

観光立国ショーケース、国立公園満喫プロジェクト対象地域として

自然との共生を持続してきた歴史とフィロソフィー

- (1) 前田一步園の歩みと阿寒湖の自然保全活動
- (2) 環境保全への取組（マリモ保護、外来種駆除・管理、
カーボンオフセット）
- (3) 自然に感謝し自然との共生を思想とするアイヌ文化に彩られた
観光まちづくりと情報発信

(参考)

(1) 前田一步園の歩みと阿寒湖の自然保全活動

1) 前田一步園のフィロソフィー

創設者 前田正名氏（薩摩藩士、農商務省次官、全国で地方産業振興運動に従事）

「阿寒の森は伐る山ではなく、見る山である」

3代目 前田光子氏

「人間が自然を保護するというのは、人間の思い上がり。

自然から大きな保護を受けているのは人間。

自然は私たちの命の糧であるとわきまえて、

いかにこの大切なものを永存すべきか。

人間を守ってくれる自然を、私たちは守る。

それが本当の意味の『自然保護』。」

(1) 前田一步園の歩みと阿寒湖の自然保全活動

2) 前田一步園 (財団法人化 1983年)

「何事もはじめの一步を正しく踏み出すことが大切」

「前田家の財産はすべて公共の財産とする」

3800ヘクタールの土地を所有、温泉利用料と土地の賃貸料を原資として
森林の保全、自然保護事業を推進

アイヌ民族の芸術的才能を活かし自立の道を開く場として土地を無償提供
(アイヌコタンの原型形成)

GSTCの先駆けとなるフィロソフィー

「自然保護による阿寒観光の永久的発展」

「福祉の振興による、幸せな社会の建設」

「阿寒を過剰な観光開発、自然破壊から守る。」

「伐採した本数と同じ数だけ植樹を実施」

「天が与えた恩恵である自然美のなかで生活する人間が、
自らこれを破壊することは許されない。」

(2) 環境保全への取組

1) マリモの保護活動

- ・ シュリコマベツ地域のマリモが死滅、チュウレイ地域にのみ生息 (1941年)
- ・ 特別天然記念物指定 (1952年)、特別保護地域で管理
- ・ 早期の下水道施設整備により水質改善
- ・ 直径30 c mを超えるマリモが約20万個群生
- ・ アイスランドのマリモが死滅、世界に阿寒湖だけに生息
- ・ マリモ保護活動：盗採防止活動、シュリコマベツ地域でのマリモ再生事業
- ・ 世界自然遺産認定への取組

2) 外来種の駆除・管理

①ウチダザリガニ

- ・ 外来種であるウチダザリガニを管理（分布拡大阻止、組織的な駆除活動）
- ・ 高級食材としてメニュー開発、流通販路拡大

②外来植物の駆除

阿寒エコミュージアムセンターが中心となって定期的に住民が参加し外来植物駆除を実施

3)カーボンオフセット

- ・ 温泉熱を利用した温熱供給システムなどを導入（鶴雅グループ：CO2排出削減量1770トン、重油80%削減）2011年資源エネルギー庁長官賞受賞）

(3) 自然に感謝し自然との共生を思想とするアイヌ文化に彩られた観光まちづくりと情報発信

前田光子氏が支援したアイヌ文化拠点（アイヌコタン）

阿寒アイヌ工芸協同組合メンバーが当機構の主要メンバーとしてアイヌ文化に彩られた観光まちづくりを共に推進

- ・ アイヌ工芸の拠点、アイヌ音楽、アイヌ古式舞踊などのアイヌ文化情報発信拠点
- ・ アイヌ文化をベースとした進化する阿寒のアイヌアートのブランド化（藤戸竹喜氏、瀧口政満氏、ビームス）
- ・ アイヌの物語をベースとした自然との共生の大切さを体感する滞在プログラム「ロストカムイ」、「カムイルミナ」による情報発信
- ・ 阿寒まちなかアイヌアートギャラリーの展開

2. ATTAのGSTCへの考え方とATWSにおける動向

- ATTA(Adventure Travel Trade Association)はGSTCを基軸に据えて、国連世界観光機構(UNWTO)と緊密に連携。
- 2018年、2019年のATWSで特に環境問題を重視し、ATWSの基調講演、各セミナー、ワークショップなどで問題提起。
(マイボトル配布、シングルユースプラスチックの削減、カーボンオフセットへの取組、植樹の促進活動など)
- ATにおけるカーボンオフセットへの取組を表明 (2020年1月～)
- オーバーツーリズムによる観光地破壊防止を重視。
ATCF (基金) により観光地再生を支援
- 次世代を担う青少年の環境問題に関する活動を紹介するとともに、次世代への健全な形での引継の重要性を表明

3. 国際的な観光指標の導入を踏まえた持続可能な観光の推進に関する実証事業（北海道運輸局事業）

（1）ペットボトルゴミ削減に向けた実証事業「阿寒湖温泉で取り組むことを決める会」の開催

- ・ 2018年ATWS（トスカーナ）で大きく取り上げられたペットボトルゴミ問題が契機
- ・ 開催：8月20日（19名）、10月24日（18名）
- ・ 給水スポットの選定・明示とマイボトル推進を決定
- ・ 夏季期間7か所、冬季期間3か所の給水スポットの選定
- ・ 給水スポットマップ作製・掲示、給水アプリに登録
- ・ 雌阿寒岳の伏流水「阿寒百年水」のプレート設置
- ・ 猛禽類医学研究所の企画開発したマイボトルの販売
- ・ 11月20日に北海道運輸局としてプレスリリース



令和元年11月18日
北海道運輸局観光部

阿寒湖温泉でペットボトルごみ削減に向けた実証事業を開始します
～誰もが給水できる「給水スポット」の設置～

観光地が長きにわたって旅行者を受け入れていくためには、経済・社会・文化・環境等の様々な観点から十分配慮された持続可能な観光となっているかが重要とされており、国際的な関心が高まっています。

阿寒湖温泉においては、GSTC国際認証制度の基準・指標を包括的に学ぶトレーニングプログラムを実施しましたが、持続可能な観光に関する実践的な取組の第一歩として、ペットボトルごみを減らすための実証事業を開始します。

※GSTC=Global Sustainable Tourism Council (グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会)
UNWTOを含む約30の国際機関等から構成される組織、持続可能な観光に関する基準を策定。

1. 実証事業概要

実施期間 令和元年11月20日(水)～

実施地域 釧路市 阿寒町 阿寒湖温泉

実施内容 ●給水スポット7箇所を選定し、案内表示POPを設置する(別紙1参照)。
①阿寒湖まりむ館、②阿寒湖アイヌシアター「イコロ」、③阿寒湖バスセンター、④阿寒湖畔エコミュージアムセンター、⑤阿寒湖畔キャンプ場、
⑥(財)自然公園財団第1駐車場、⑦(財)自然公園財団第2駐車場

※④～⑦は令和2年5月から開始します。

●ローソン阿寒湖温泉店・阿寒湖温泉4丁目店に給水スポットMAPを設置する(別紙1参照)。

●猛禽類医学研究所とサーモス(THERMOS)がコラボレーションしたマイボトルを販売。

●Refill My Bottleアプリ、My Mizuアプリを活用した給水スポットの周知

2. 取材対応

実施日時 令和元年11月20日(水) 午前10時00分

実施場所 阿寒湖まりむ館(釧路市阿寒町阿寒湖温泉2丁目6-20)

取材内容 ・阿寒湖まりむ館における給水スポットのPOP設置とマイボトル販売状況
・取材を希望される場合は、事前にご連絡願います。

【本発表に関する問い合わせ先】

北海道運輸局観光部観光企画課 担当:実重、田中 TEL:011-290-2700

●給水スポットPOP(給水スポット7箇所に設置)



●給水スポットMAP(11月～4月)



●給水スポットMAP(5月～10月)



(2) GSTCセミナー

開催日：11月5日～7日（3日間）

参加者：釧路・阿寒・弟子屈地区の行政、観光関係者が
19名参加。

講師：荒井一洋氏（HATA会長）

セミナー内容：国際基準および推奨評価指標GSTC(観光地域用)
フィールドワーク

効果：持続可能な観光の推進の必要性の認識、GSTCの基礎的知識
の習得をすることができた。

全国に先駆けて持続可能な観光を学ぶ!

GSTC Sustainable Tourism Training Program

受講者募集

修了者にはAsian Ecotourism Networkと日本エコツーリズムセンターから修了証を授与!

世界中で着実に広がるSDGsへの理解。持続可能な観光を学び、選ばれる観光地へ。国際リゾート地「阿寒湖温泉」から日本のサステイナブル・ツーリズムを進めていきましょう!

国連「持続可能な開発目標 (SDGs «Sustainable Development Goals) 」は2016年から2030年までの世界全体の開発目標です。これは観光においても例外ではなく、2017年が国連「開発のための持続可能な観光の国際年」に指定されるなど、現在「サステイナビリティ (持続可能性)」が世界共通のキーワードとなっています。

特定の場所に人が集中し過度な環境負荷がかかる、地域本来の持つ魅力を伝えきれない、大量の通過型のスポットとなりごみだけが残される、いわゆる消費収奪型の観光となるなど、これまで地域の持続可能性を損なう観光が問題になってきました。地域の文化や歴史遺産、自然環境を守りながら観光の質を高めつつ、教育・福祉・コミュニティの活性化などの課題とつなげ、観光を手法に地域づくりに貢献することが重要と考えられます。

「サステイナブル・ツーリズム国際認証」は、国連が進める観光での持続可能性を指標化したものです。なにをもってサステイナブルとするか、具体的にどんな活動が伴うのかを、世界基準のチェック項目で示しています。国際年を機に今後求められる「持続可能な観光地づくり」とは何か、どう取り組んでいくかを考えていきます。

2019年11月5日(火)~11月7日(木)

※日変更してのご参加が難しい方は、11月2日(日)のみのご参加も受付しております。
※修了証の授与は11月8日(金)参加の方のみとなります。

- 会場** 阿寒湖まりむ館
阿寒町阿寒湖温泉 2丁目 6-20
- 主催** 北海道運輸局
- 共催** Asian Ecotourism Network / NPO法人日本エコツーリズムセンター
※NPO法人日本エコツーリズムセンターはAsian Ecotourism Networkの日本サテライトオフィスです。
- 講師** 荒井 一洋氏 (GSTC公認トレーナー・Asian Ecotourism Network理事・日本エコツーリズムセンター理事)
- 参加費** 無料
- 定員** 20名(先着)
- お問い合わせ** 株式会社 北海道宝島旅行社
TEL : 011-252-2115 (担当: 溝保)
E-mail: mambo@hokkaido-takarajima.com



■サステイナブル・ツーリズム国際認証とは■

2008年、国際自然保護連合「第5回世界自然保護会議」において、世界初のサステイナブル・ツーリズム (持続可能な旅行形態) のための基準「世界規模での持続可能な観光クライテリア (GSTCクライテリア)」が発表され、世界中でGSTC (※) が定める国際基準を満たす認証制度づくりが進んでいます。日本国内では、こうした認証・認定制度が普及しておらず、各地で「エコ」や「ほんもの」の名を利用して悪質・実態される観光形態は、消費者の混同を招くだけでなく、取り組み内容や提供するツアーの質を見極める事は難しいのが現状です。NPO日本エコツーリズムセンターでは、国際基準であるGSTCクライテリアを満たす認証制度づくりに取り組んでいます。

(※) GSTC=Global Sustainable Tourism Council(グローバル・サステイナブル・ツーリズム協議会)

GSTCトレーニングプログラム スケジュール

11月5日 (火)	12:30	受付開始
	13:00	トレーニング開始 (座学) ・ GSTCとは ・ GSTC-観光地域用 * 「観光地」における持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	18:00	終了
11月6日 (水)	9:00	トレーニング開始 (座学) ・ GSTC-観光事業者用 * 宿泊業、飲食業、小売業、ガイド業、農業など、観光に関わる全ての事業者における、持続可能な観光の基準と指標を学びます。
	17:00	終了
11月7日 (木)	9:00	トレーニング開始 (フィールドワーク) ・ 現地を訪ね、GSTCの基準をどのように活用できるか、を学びます。
	17:00	閉会挨拶



講師: 荒井 一洋氏
(GSTC公認トレーナー・Asian Ecotourism Network理事・日本エコツーリズムセンター理事)
1977年生まれ。札幌市出身。ニュージーランド・Lincoln University・Bachelor of Parks, Recreation, Tourism Management(国立公園管理と自然保全専攻)を2000年に卒業。2010年、北海道大学大学院・観光創造専攻修士課程にて「エコツアーのコスト構造とシャドーワーク」について研究。北海道東川町に移住し、2001年に「大雪山自然学校」を設立し、2015年にNPO法人化。GSTC国際認証公認トレーナーとしても、秋田県仙北市、長崎県島原半島、北海道東川町でGSTC研修を実施。

参加申込書 (株式会社 北海道宝島旅行社/担当: 溝保宛)

申込締切: 10月31日(木)

お一人様1枚、下記、申込書に必要事項を記入のうえ、FAXかメールにてお申込みください。なお、こちらからの折り返しの連絡をもって申込完了とさせていただきますので、必ず電話番号かメールアドレスをご記入ください。10月31日の締切前に連絡がない場合はお手数ですが、お問合せをお願いします。

FAX 011-252-2117 E-mail mambo@hokkaido-takarajima.com

フリガナ	会社名/ 所属団体名
お名前	
住所	
TEL	メール アドレス

4. GSTC-Dについて

(1) GSTC-Dの評価

観光地経営を担うDMOにとって、GSTC-Dは持続可能な観光地実現のための指針となり得る基準であると認識することができた。

(2) GSTC基準の担当組織の明確化と整理

GSTC-Dの基準は観光地経営、地域経済、コミュニティ・旅行者・文化資源、環境の4分野に分けてそれぞれの基準が設定されているが、国、地方自治体、DMOが担うべき基準が混在しており、それぞれの基準を担う組織が不明確となっている。

GSTCの基準を国、地方自治体、DMOの3カテゴリーに分け、それぞれが担当する基準とその役割を明確にすることで権限と責任を明確化する。

4. GSTC-Dについて

(3) KPIのテンプレートの作成、明確化

GSTCの各基準についてKPIのテンプレートを作成することで、より具体的な選択指標を明確化にし、各自治体、DMOによる指標設定を容易にするとともに、共通指標と地域指標を分けて設定することで、地域間のバラツキをなくし、ベンチマークを容易にする。

(4) 基準の取り組むべき事例の作成、明確化

GSTCのそれぞれの基準について取る組むべき事例を明示することにより、各自治体、DMOによるGSTCの円滑な運用を可能とする。

(5) モニタリング、調査の推進体制

モニタリング、調査の実施については、その必要性は理解しているが、人的、財務基盤が弱い地方組織においては、大きな負担となる可能性があり、継続的に実施していくための体制構築と具体的方法について精査していく必要がある。

5. GSTC-Dの推進体制について

(1) GSTC推進体制の構築

GSTCトレーニングプログラムを受講して、特定の個人の方々の多大な業務負担に基づいてこのGSTCの日本での仕組みが成り立っているという印象を持った。

国連が中心となって世界で大きくSDGs達成を目指している状況の中で、観光業界においてその重要な役割を果たす基準となるGSTCの推進体制については、日本の観光分野を司る国の組織が中心となって構築していくことが大切であると認識される。

GSTC、国連世界観光機構（UNWTO）との緊密な連携の下にGSTCを推進していくことが重要であり、日本語での教育、試験体制の構築を的確に行い、全国にGSTCの裾野を広げるとともに、日本側窓口として日本のGSTCに関する国際的プレゼンスを高めていく役割をこの組織が担うことが期待される。

5. GSTC-Dの推進体制について

(2) GSTC推進マネジャープログラムの導入（検討提言）

GSTCはDMOによる観光地経営に直結する持続可能な観光地域づくりのための有効な基準となりえるものであると認識される。GSTCを全国で円滑に推進していくためには、各地域の自治体、DMOにおいて中核となる人材の育成が課題である。

これまで観光圏において観光地域づくりマネジャーを育成し、リカレントトレーニングを継続的に実施し、観光まちづくりを推進してきた経緯があるが、DMOという観光地経営組織体制がその後構築されてきている中では、その役割も変わりつつある。そのため観光地域づくりマネジャー教育とGSTCを融合させ、GSTC推進マネジャープログラムとして国の推進組織の下に導入することで、全国の各組織におけるGSTC推進体制強化、各組織間の連携強化につなげていく効果を有すると認識される。

GSTCに係る最新情報の共有とGSTC推進マネジャーの技量・資格維持のためのリカレントトレーニングプログラムの導入・実施はGSTCを日本全国で有効に機能させるためには重要であると認識される。

持続可能な観光指標に関する検討会関係 今後のスケジュール

2019年 12月
観 光 庁

- 第3回 持続可能な観光指標に関する検討会(2019年12月10日)
 - ・ 地方自治体ヒアリング②
 - ・ 日本版持続可能な観光指標(仮)の作成
 - ・ ツールキット案

- 日本版持続可能な観光指標(仮)作成にかかるWG(2019年12月【P】)
 - ・ GSTC-Dの更新内容に応じた日本版持続可能な観光指標(仮)の変更・修正

- 日本版持続可能な観光指標(仮)の試験実施(2020年1月)
 - ・ 鎌倉市
 - ・ 田辺市

- 第4回 持続可能な観光指標に関する検討会(2020年2月)
 - ・ 日本版持続可能な観光指標のとりまとめ

- 持続可能な観光推進本部(2020年3月)
 - ・ 第4回検討会における取りまとめ結果の報告
 - ・ 日本版持続可能な観光指標の審議・承認

以上